宗教的共同体における役職交代

―禅宗清規にみるその理念と意義―

金子 奈央*

1. はじめに

宗教的共同体が長きに渡って継続する背景にはどのような要因があるの だろうか?

例えば9世紀半ばの武帝による会昌の廃仏のように、政治的動向や大きな社会変動によって宗教的共同体が消滅する場合もある。だが、社会変動の存在にもかかわらず、長きに渡り継続する宗教的共同体も存在してきた。 そしてその背景には何らかの要因があると考えられる。

この問題について筆者が作業仮説として想定している要因の一つが、共 同体の中で部分的な新生・再生が起こっているからではないか、というも のである。

【本稿の目的と射程】

宗教的共同体の維持継続の要因の一つとして共同体内での新生や再生を 作業仮説的に想定し、禅宗清規に記された役職交代を事例として宗教学的 観点から考察するというのが現時点での筆者の大きな研究の枠組みとなる。

そのためには、①諸禅宗清規における役職交代に関わる記述の読解、② 諸清規間の比較、③役職交代に関わる歴史的・社会的背景の確認、を行っ た上で、④宗教学関連分野における理論を用いた分析と考察、が必要であ り、数年かけて研究を行う予定である。

本稿では、中国元代に成立し、前代までの禅宗諸清規を集大成したと評

^{*}公益財団法人中村元東方研究所研究員・東洋大学東洋学研究所客員研究員。

価されてきた『勅修百丈清規』(『勅規』と略す)を主要な対象とする。具体的には『勅規』に記された住持の交代、すなわち住持の死亡または退院による新住持の着任・就任、寺院の役職者の交代の記述を手がかりに、宗教共同体における役職者の交代・引継ぎの記述から、その性質およびそれが宗教共同体の継続維持に寄与する可能性について若干考察するにとどまる。

必要な場合には前代に成立した諸清規に遡って確認を取るが、本稿においてはあくまでも『勅規』における記述やその法規としての理念の枠組みの中で、宗教的共同体の維持継続について住持・役職交代が持ちうる意義について考察することとなる。

以下においては、まず2.3.において『勅規』のテキストに沿いながら、住持および叢林の役職者の交代に関する記述を概観した上で、4.において若干の考察を行うこととする。

2. 『勅規』における住持の交代

(1)『勅規』における住持の意義

「住持」とは「寺院に住して法を護持する者の意。一ヶ寺を主管する僧。 住職。」¹と定義される。

中国禅の歴史的展開の中で、「住持」は「仏」そのもの、「仏」その人というアイデンティティを帯びる存在と考えられてきた。すなわち、悟りを開いて師から印可証明を受けた段階で、一人の僧は仏陀を継いだ摩訶迦葉に始まる系譜に連なる「仏」としてのアイデンティティを帯びかつ体現するのであり、寺院・叢林と僧衆を導く、このような諸仏としての僧の就く職位が住持であると言えよう。

こうした認識は中国禅において共有されてきたと考えられ、百丈懐海²の清規観を伝えると研究史上信じられてきた『禅門規式』³においては、

不立佛殿唯樹法堂者。表佛祖親授當代為尊也。「大正蔵51:251a:9-10]

(仏殿を立てずにただ法堂を構ふるは、仏祖より親授せる当代を尊となすを 表すなり。)

と記されるように、初期の中国禅の理念からすれば、寺院・叢林に仏殿は 必要なく、「仏」そのものである住持が法を説く「法堂」が重視されたこ とが知られる。

では、『勅規』における住持観とは如何なるものであろうか? 『勅規』「住持章第五」の冒頭には、次のように記される。

佛教入中國四百年而達磨至。又八傳而至百丈。唯以道相授受。或岩居穴處。或寄律寺。未有住持之名。百丈以禪宗寖盛。上而君相王公。下而儒老百氏。皆嚮風問道。有徒實蕃。非崇其位則師法不嚴。始奉其師爲住持。而尊之曰長老。如天竺之稱舍利弗須菩提。以齒德俱尊也。作廣堂以居其衆。設兩序以分其職。而制度粲然矣。至於作務。猶與衆均其勞。常曰。一日不作一日不食。烏有撩廩之富與僕之安哉。故始由衆所推。既而命之官。而猶辭聘不赴者。後則貴鬻豪奪。視若奇貨。然苟非其人。一寺廢蕩。又遺黨於後。至數十年蔓不可圖。而往往傳其冥報之慘。有不忍聞者。可不戒且懼乎。[大正蔵48:1119a:22-1119b:7]

(佛教中國に入りて四百年にして達磨至る。又た、八傳して百丈に至る。唯道を以て相い授受せり。或は岩居穴處、或は律寺に寄す。未だ住持の名有らず。百丈、以て禪宗寖く盛す。上は君相王公、下は儒老百氏、皆嚮風して道を問ふ。徒有りて實に蕃し、其の位を崇ぶに非ざれば則ち師法嚴ならず。始めて其の師を奉じて住持と爲して、之を尊びて長老と曰ふ。天竺の舍利弗・須菩提を稱するが如し。齒德俱に尊きを以てなり。廣堂を作して以て其の衆を居らしめ、兩序を設けて以て其の職を分かつ。而して制度粲然たり。作務に至りては、猶ほ衆と其の勞を均しくす。常に曰く、一日作さざれば、一日食わずと。烏ぞ撩廩の富、輿僕の安きこと有らんや。故に始めは衆の推すところに由りて既にして之を官に命ず。而るに猶ほ聘を辞

して赴かざる者あり。後に則ち貴鬻豪奪、視るに奇貨の若く然り。苟くも 其の人に非ざれば、一寺廢蕩す。又た黨を後に遺せば、數十年に至りて蔓 ること圖るべからず。而も往往に其の冥報の慘を傳ふ。聞くに忍ばざるも の有り。戒しめ且つ懼れざるべけんや。)

ここからは、中国に禅が伝わってから百丈懐海の段階において「住持」・「長老」という名称が存在したという認識が存在すること、徳・年齢ともに高い人物を大衆・僧侶を住持に推挙して役所に指名していたことが記される。その後の状況として、住持職を「金のなる木」と見なす視点が生まれ、経済面などで荒廃・腐敗する寺院が出現したことが伺われ、住持たる資格のある人物でなくては、寺院は立ちゆかなくなってしまうという意識が存在していたことが伺われる。

『勅規』における住持観として、住持のあるべき姿がより具体的に記されるのが、「住持章第五」の「議擧住持」の後半部分である。この「議擧住持」という項は、住持が死亡した場合の葬送次第が記される最後に置かれ、新住持を誰に依頼すべきかについて記す箇所である(後述する)。

この「議擧住持」の後半部分には、仏日契嵩の『輔教編』⁴からの引用 が次のように記される。

明教大師曰。『教謂住持者。何謂也。住持也者。謂藉人持其法。使之永住而不泯也。夫戒定慧者。持法之具也。僧園物務者。持法之資也。法也者。大聖之道也。資與具待其人而後舉善其具。不善其資不可也。善其資而不善其具不可也。皆善則可以持而住之也。……』[大正蔵48:1130b:17-23]5(教に住持と謂うは、何の謂ぞや。住持なるは、人に藉りて其の法を持し、之をして永く住せしめて泯ぼさざらしむるを謂うなり。夫れ戒・定・慧は、持法の具なり。僧園物務は、持法の資なり。法なるは、大聖の道なり。資と具とは其の人を待ちて、而る後に擧す。其の具を善くして、其の資を善くせざるは不可なり。其の資を善くして、而其の具を善くせざるも不可なり。

この『輔教編』の引用からは、住持とは、仏法を保持し、長く滅亡させないようにする力量を持つ人物を指していることが分かる。このような人物が住持となり、「持法の具」(「戒定慧」)と「持法の資」(寺院財産、「僧園物務」)の双方が揃って叢林に備わるのが望ましいという認識が伺われる。

禅宗叢林の経済事情については、唐代以降、寺院に対する荘園の寄進や貨幣経済の浸透が指摘され⁶、南宋代においても寺田の形成等の展開によって寺院経済は豊かであったとされ、元代においても寺田からもたらされる小作料等が叢林経営において大きな比重を占めていたと言われる⁷。但し、豊かな寺院経済や貨幣経済の進展によって「規律の弛緩」⁸が発生したとされ、住持や役職者たちによる不正などがあったことが伺えるとも指摘されている⁹。遺品についても不正が行われる事があったようで、住持の「遷化」を記した部分には、生前に住持からその不正を罰せられた腹いせとして、遺品を収奪する輩のいたことが記される¹⁰。

こうした侵害や横領は、そもそも戒律によって禁じられた行為¹¹であるのに加え、上記のような『勅規』の住持観からは、時代を下るに従って寺院財産の侵害など経済面の問題に直面する叢林・寺院が増加していたことが伺われる。

中国元代の叢林における横領・汚職といった弊害の温床としてよく指摘される役職が、『禅林』の段階で成文化された「諸荘監收」である¹²。「諸荘監收」とは、荘主の下に設けられた役職であり、禅宗寺院の荘園をつかさどる荘主のもとで小作料を徴収し、官へ納める税・寺院へ納める年貢料と、二税を徴収したといわれる。先行研究において指摘されるのが、以下のような『勅規』の段階での「諸莊監收。古規初無莊主監收。近代方立此名。此名一立其弊百出。」¹³という嘆きである。ここではまず、以下の通り、『勅規』の「諸莊監收」の記述を確認してみよう。

諸莊監收。古規初無莊主監收。近代方立此名。此名一立其弊百出。爲住持 私任匪人者有之。因利曲徇者有之。爲勤舊執事人連年佔充者有之。托勢求 充者有之。樹黨分充者有之。角力爭充者有之。<u>蠹公害私不可枚舉</u>。雖欲匡 救末如之何。倘得廉正勤舊輔佐住持。公選區用。或對衆鬮拈之充。充此職 者當克已爲念奉衆爲心。……母虧損常住。則自他俱利矣。[大正藏48: 1133b: 22-1133c: 1]

(諸莊監收。古規には初め莊主監收無し。近代方に此の名を立つ。此の名、一たび立ちて其の弊百出す。住持と爲りて私に匪人を任ずる者之有り。利に因りて曲げて徇ずる者之有り。勤舊・執事爲る人の連年佔して充つる者之有り。勢に托して求めて充つる者之有り。黨を樹で分ちて充つる者之有り。力を角べ充つることを爭ふ者之有り。公を蠹し私を害すること枚擧すべからず。匡救せんと欲すと雖も之を如何ともすることなし。倘し廉正なる勤舊の住持を輔佐するを得れば、公選區用せよ。或は衆に對して鬮拈して之に充てよ。此の職に充つる者は、當に己を克して念と爲し、衆に奉りて心と爲すべし。……常住を虧損すること毋からずんば、則ち自他俱に利せん。)

ここには、実入りの良さからこの職位に就くことを求めるものや、職位を巡っての争い、また長期にわたって職位を占有しようとするものの存在、即ち公―叢林機構―よりも私的な蓄財を優先させるものが存在し、こうした行いを正そうにも如何ともしがたい状態であった事が記される。ついには、選挙やクジ引きによって職位に充てる人物を選出すべきだと主張された様子がうかがえる。また、常住―叢林の財―を横領することがなければ、結果的として自らも、叢林に所属する他者も利益を得ることになるのだという認識が見受けられる。克己心を持って公共を優先する事ができる人物がこの職位に就くべき人物像として指摘されており、これが横領を防ぐ砦の一つであるという認識もうかがえる。

「諸荘監収」には、この職が「古規」には存在しない「近代」に成立した職であることが冒頭に挙げられ、この職に充てられる事を求める者が「蠹

公害私不可枚擧」とあることから、寺院財産の侵害が起こっていたことを 示す職であると指摘されている。

(2) 住持の交代~二つのケース

住持の交代が起こるケースとして『勅規』に記載があるのは、病などの 理由によって退院する場合、および住持が死亡した場合である。

①自ら退任する場合

住持が病や老齢と言った事情で自らの意志で住持職から退く場合として、「住持章第五」の「退院」には次のように記される。

退院

(退院

住持如年老有疾。或心力疲倦。或縁不順自宜知退。常住錢物。須要簿書分明。 方丈什物點對交割具單目一樣兩本。住持兩序勤舊僉押。用寺記印。住持庫 司各收一本爲照。公請一人看守方丈。…… [大正蔵48:1127a:18-23]

住持如し年老ひて疾有り、或は心力疲倦し、或は縁不順ならば自ら宜しく 退するを知るべし。常住の錢物、須く簿書分明にせんことを要す。方丈の 什物、點對交割して單目を具して一樣兩本とし、住持・兩序の勤舊僉押して、 寺の記印を用ふべし。住持・庫司、各の一本を收めて照と爲す。公より一 人を請じて方丈を看守せしむべし。)

病気や身心の衰えによって住持の地位から退く場合、寺院財産と住持の個人的財産・所有品との区分確認(交割)を行うべき事が記される。退院する際の公用物の突き合わせ確認に伴い、照合のために寺院財産の帳簿が二冊作成され、住持と勤旧(退任した西堂頭首と東序知事たち)がこれに寺印を用いて押印する。帳簿はそれぞれ住持と庫司(都寺・監寺・副寺の三役を指す。叢林内外の事務を担当する。)が照合のために保管するとと

もに、方丈の監視も行われると読み取れる。住持の交代と寺院財産とが関わるという点をここでは指摘しておきたい。

②住持が死亡した場合

もう一つケースが、住持が死亡した場合の交代である。

「住持章第五」の「尊宿遷化」には、住持が遷化した場合の葬送の次第 が記されるが、遺体処理としての一次葬が完了した後については、次のような記述がある。

土葬の場合、撒土仏事が行われて遺体が処理された後、

迎真回寢堂供養。主喪炷香禮真。次諸山兩序大衆小師禮眞畢。……毎日三時上茶湯集衆諷經。俟迎牌位入祖堂則止。或待新住持至。方入祖堂有佛事[大正蔵48:1129a:17-25]

(真を迎へて寢堂に回りて供養す。主喪、炷香して眞に禮す。次で、諸山・兩序・大衆・小師、眞に禮し畢る。……毎日三時に茶湯を上り、集衆まりて諷經す。牌位を迎へて祖堂に入るるを俟ちて則ち止む。或は新住持の至るを待ちて、方に祖堂に入れば佛事有り。)

とあり、亡き住持の真を寝堂に持ち帰り、供養や礼拝を捧げると読み取れる。こうした供養は、「牌位」を祖堂に入れるタイミングで終了、または新住持の着任を待って入祖堂仏事が行われるともある。

火葬の場合はどうであろうか。秉炬仏事の後、

小師鄉人法眷守化收骨。齋罷鳴僧堂鍾集衆。仍備儀從。迎骨回寢堂安奉。 請安骨佛事。掛眞供養諷經。二時上粥飯。三時上茶湯。或十日半月。大衆 諷經靈骨入塔則止[大正蔵48:1129a:7-10]

(小師・郷人・法眷、化するを守りて收骨す。齋罷らば僧堂の鍾を鳴らして 衆を集む。仍ち儀從を備へ、骨を迎へて寢堂に回りて安奉して、安骨佛事 を請じ、眞を掛けて供養諷經す。二時に粥飯を上り、三時に茶湯を上る。 或は十日半月、大衆諷經し靈骨入塔すれば則ち止む。

靈骨入塔。至期隔宿准備儀從。正日鳴鍾衆集。都寺上香畢。請起骨佛事。送至塔所。請入塔佛事。……迎眞歸寢堂供養……。[大正蔵48:1129c:11-15]

(靈骨入塔。期至りて隔宿に儀從を准備すべし。正日には鍾を鳴らし衆集まる。都寺、香畢を上り、起骨佛事を請ず。送りて塔所に至りて、入塔佛事を請ず。……真を迎へて寢堂に歸りて供養す……。)

とあるように、遺骨を寝堂に安置する安骨仏事が行われるが、その際に寝 堂に真も掛けられる。遺骨と真に対して供養・諷経が行われ、食事や茶湯 が捧げられるのも土葬の場合と同様である。遺骨の入塔後は、真を寝堂に 掛けて、真に対して供養や礼を捧げると記される。

このように、「住持章第五」の「尊宿遷化」の記述に従えば、火葬・土葬による遺体処理の後は、住持の「真」や「遺骨」(火葬の場合)が寝堂に置かれて、亡き住持としてのこれらの表象に対して供養や礼拝が捧げられる。特に、土葬後の記述(「牌位を迎へて祖堂に入るるを俟ちて則ち止む。或は新住持の至を待ちて方に祖堂に入れば仏事あるべし。」)から、住持の表象としての真は、次の住持の着任まで寝堂に存在していると考えられる¹⁴。

住持が死亡した場合は、上記の「退院」の場合とは異なり、寺院運営を 巡る帳簿類の引継ぎ確認は新住持の入院に関わる項目において記される (後述)。

(3) 新住持就任の流れ

『勅規』では、新住持就任に関連する次第は、「住持章第五」内の「議舉住持」、「請新住持」、「入院」「大正蔵48:1123c-1127a、1130b:8-16] に

まとめられている。

住持の退院あるいは死亡後、新住持の就任の流れをまとめると以下のようになるだろう。

【新住持人選から就任をめぐる流れ】

住持が退院または死亡(「退院」・「尊宿遷化」)すると、候補者の人選、 役所への申請と手続きが行われる(「議擧住持」)。

新住持(「新命」)候補者が決定し、役所からの許可が下りると、必要物資・疏・金銭・寺院財産の須知(帳簿)など、新住持を迎える準備を整えた上で、新命が生活を送る寺院に專使を派遣することになる(「請新住持」内「発專使」)。新命が就任を受諾すると、赴任先寺院の財産帳簿が新命に呈納され、新命は今まで僧衆を導いてきた寺院に別れを告げる(同「當代住持受請」)。

新命が新たな寺院に到着すると、方丈での拠室・視篆の儀礼が行われる (「入院」)とともに、「当晩小参」(入院の日の晩の説法)や、着任後初の 説法と就任披露として「開堂」が行われる。「入院」内には、就任に関係 した人々への報謝や茶湯礼の記述があり、入院後の交割(寺院財産の確認・ 確定作業)について記した「交割砧基什物」という項もある。

以下、新住持の選定から就任まで、テキストに沿って確認しておきたい。

①新住持の選定

前記した「議擧住持」の前半は、住持の葬送後に、新住持の人選に関する議論や役所に関わる手続き、経済面に見られる弊害に関する注意と戒めが次のように記される。

議擧住持

兩序勤舊就庫司會茶。議請補處住持。仍請江湖名勝。大衆公同選擧。須擇宗眼明白徳劭年高。行止廉潔堪服衆望者。又當合諸山輿論。然後列名僉状。

保申所司請之。若住持得人。法道尊重寺門有光。爲勤舊知事者。不可以郷 人法眷阿黨傳會。不擇才徳。惟從賄賂致有樹黨徇私。互相続奪寺院廢蕩。 職此之由。切宜愼之。切宜愼之[大正蔵48:1130b:8-16]

(住持を議擧す

兩序・勤舊、庫司に就きて會茶し、補處の住持を議請す。仍って江湖の名勝を請じて、大衆公同に選擧す。須く宗眼明白にして徳劭く年高く、行止廉潔にして衆望に服するに堪へる者を擇ぶべし。又た、當に諸山の輿論に合ふべし。然る後、名を列して状に僉し、所司に保申べて之を請ぜしむ。若し住持は人を得れば、法道尊重され、寺門光有り。勤舊・知事爲る者は、郷人・法眷を以て阿黨傳會して才徳を擇ばず、惟だ賄賂に從って黨を樹つること有りて徇私し、互相に続奪することを致すべからず。寺院の廢蕩は、此を職(もと)とし之に由るなり。切に宜しく之を慎むべし。切に宜しく之を慎むべし。)

ここからは、新住持の人選にあたっては、名高い禅僧など、徳・年齢が高く行いが清廉な人物で大衆の望みにかなうような人物を選択すべきこと、候補者決定後は、書類を役所に提出して就任を要請することなど人選に関わる手続きが記される。それとともに、相応しい人物を住持とすれば仏法・仏道が尊重されて寺門は栄光の光に輝くものだが、才徳のある人物を選ばすに結託して私利を営み不正を行い、寺院財産を奪い取るようなことが行われてはならず、これが寺院の荒廃の原因となるので心して謹まねばならない、とあり、ここにおいてもまた住持職と寺院経済との関わりについて記される。

②専使による就任依頼と受請、退任まで

知府・知県といった公の役所からの認可を待って、新住持候補者のもと に専使を派遣して就任を依頼し、新たに住持職をつとめる寺院に向けて出 発するまでが記されるのが「住持章第五」の「請新住持」である。後述す る点だが、専使は寺院財産の帳簿の写しを携えている(「發専使」)。 「請新住持|内の「発專使|には、

發專使凡十方寺院住持虚席。必聞於所司。伺公命下。庫司會兩序勤舊茶。 議發專使修書。……所請<u>專使</u>……具<u>須知一册。該寫本寺應有田産物業</u>。及 迎接儀從。一切畢備。[大正蔵48:1123c:14-23]

(專使を發す。凡そ十方の寺院、住持、席を虚うせば、必ず於所司に聞して公命の下るを伺う。庫司、兩序・勤舊を茶に會して、議して專使を發して書を修む。……所請の專使は……須知一册を具す。本寺の有るべき田産・物業、及び迎接儀從を該寫して一切畢く備ふべし。)

とあり、専使は寺院の財産の帳簿の写しを携えている。

専使が新住持候補者のもとに到着して、就任を依頼し、新住持候補が就任を承諾(受請)すると、大衆や役職者からの作賀があり、

「當代住持受請……衆散知客引專使巡寮畢。次第<u>呈納本寺須知儀從什物</u>。 ……」[大正蔵48:1123c:27-1124a:16]

(當代住持受請……衆散ずれば知客は專使を引て巡寮し畢りて、次第に<u>本寺</u>の須知、儀從の什物を呈納す。)

とあるように、專使が携えてきた寺院財産等に関する帳簿(「須知」)を新住持候補に提出すると読み取れる(同「當代住持受請」)。

翌日には陞座が行われ(「受請陞座」)、専使が新住持を招いて僧堂にて 煎點が行われる(「専使特為新命煎點」)。日を置いて、今度は兩序・勤旧 が新住持と専使を寝堂で管待する(「山門管待新命幷専使」)。

いよいよ新たな寺院に向けて出発する日がやって来ると、最後の上堂が 行われ、新住持は兩序・勤旧・大衆に致謝し、大衆は触禮三拜する。山門 に向かって移動し、山門首に設けた帳で點茶・点湯の礼が行われた後、新 たな寺院に向けての出発となる(「新命辞衆上堂茶湯」)。

③新住持の入院と就任

新住持(新命)が新たに寺院に到着して以降の次第が記されるのが「住持章第五」内の「入院」である。冒頭には、「『古人』の入院」次第が簡潔に示され、続いて「今時新命到来」として入院の次第が記される。ここでは、退任した前代住持がまだ留まっている場合の儀礼についても記述があるが、以下においては、前代住持がすでに寺院から去っている場合の入院の次第について項目を追ってまとめて行こう。

入院……

……今時新命到來。當看安下處近遠。近則首座領衆往迎。遠則兩序勤舊而已。 專使預當計禀住持。必先發批免衆遠迎。若安下處近當辦湯果。兩序勤舊光 伴擇日入院。庫司一一排辦。隔宿掛接住持牌報衆。至時鳴大鍾諸法器。大 衆門迎由遠至近。兩行排立。行僕立大衆外。新命到門炷香舉法語。至佛殿 炷香舉法語。大展三拜鳴僧堂鍾。大衆先歸鉢位立定。新命入堂炷香。參隨 人同展三拜。維那當面問訊引。巡堂一匝。參隨人先出。兩序送新命歸鉢位。 觸禮三拜。<u>次至土地堂祖堂</u>炷香。各有法語。<u>入方丈據室</u>。侍者進前炷香問 訊側立候擧法語畢。[大正蔵48:1125b:12-1125c:2]

(……今時は、新命到來すれば、當に安下の處の近遠を看るべし。近ければ則ち首座衆を領じて往きて迎う。遠ければ則ち兩序勤舊のみなり。專使は預め當に住持に計禀して、必ず先ずは批を發して衆の遠く迎うるを免ずべし。若し安下の處近ければ、當に湯果を辦ずべし。兩序勤舊光伴す。日を擇びて入院す。庫司、一一排辦す。隔宿に接住持牌を掛けて衆に報ず。時至らば大鍾・諸の法器を鳴らし、大衆門迎して遠くより近くに至る。兩行排立し、行僕は大衆の外に立つ。新命門に到らば炷香して法語を擧す。佛殿に至りて炷香して法語を擧す。大展三拜して僧堂鍾を鳴らす。大衆は先に鉢位に歸して立定す。新命入堂し炷香す。參隨の人、同展三拜す。維那

「今時新命到来」は、新命の到来を寺院の構成員が迎える方法から記述が始まる。新命が入院前に投宿する臨時宿舎が遠ければ兩序・勤旧のみで迎え、近ければ、首座が衆を率いて迎える。その場合は湯果が振る舞われ、兩序の勤旧が光伴する。

日を選んで入院が行われるのだが、庫司がすべてを準備し、前夜から「接住持牌」を掛けて衆に告知が行われている。寺院への入院時には、大衆が 二列に分かれて山門で迎え、行僕は大衆の外側に立つ。

新命は到着後、山門(炷香・法語を挙す)から仏殿(同前)を経て僧堂に入堂する。僧堂では僧堂鐘を合図に大衆が鉢位に立ち、新命が入堂する。新命の参随者が三拜、維那が問訊し、(新命を)率いて巡堂し、兩序が新命を鉢位に送って礼拝する。僧堂からは、土地堂・祖堂¹⁵(炷香・法語)を経て方丈に入る(法語あり)のである。

新住持が方丈に入って法語を挙し終わると、以下のように「視篆」の 儀¹⁶が執り行われる。

……入方丈據室。侍者進前炷香問訊側立候舉法語畢。行者進卓筆硯知事具 状[式見後]備嫺袱捧<u>呈寺印。新命看封付知事開封。新命視篆。訖就状上</u> 先僉押。次題日子。使印於上。知事收状。衣鉢侍者收印退卓。住持起身。 知事全班進列上首挿香兩展三禮。……諸山及頭首勤舊進前挿香[香不受] 草賀畢。客頭行者喝云[請諸山兩班勤舊。就座獻湯]湯罷。請官客諸山點心。 ……[大正藏48:1125c:1-9]

(……<u>方丈に入りて據室す</u>。侍者進前し、炷香問訊して側らに立ち、法語を 擧げ畢るを候つ。行者、卓・筆・硯を進む。知事、状を具す[式は後に見 えたり]。嫺袱を備へて寺印を捧呈す。新命、封を看て知事に付して開封せしむ。新命、視篆す。訖て状の上に就けて先ず僉押す。次で日子を題す。印を上に使ふ。知事、状を收む。衣鉢侍者、印を收めて卓を退ける。住持起身す。知事全班進列し上首挿香し、兩展三禮す。……諸山及び頭首・勤舊、進前して挿香す [香は受けず。] 草賀畢る。客頭行者喝して云く [諸山兩班勤舊を請じて、座に就きて獻湯す。] 湯罷る。官客諸山を請じて點心す。……)

ここでは新住持が寺印の封印を開封させて、寺印の篆刻を目視確認した 上で、寺印状に押印して日付を記入するのである。その後は、知事・東西 兩序から両展三禮があり、諸山・頭首・勤旧も前に進み出て就任に対する 賀礼が行われる。その後は、諸山・両班・勤旧を招いての献湯があり、湯 が終わると、官客・諸山を招いて點心が出される。

このように新住持が入院し、據室・視篆が終了すると、山門一同が新住持を斎に招待する(「山門請新命斎」)。記述の順序は次の「開堂祝寿」と前後するが、この入院の日の晩には、新住持の説法として小参が行われる(「当晩小参」)。

開堂式は、役職者や大衆だけではなく、官員・諸山や高徳の僧侶を招いて行われる(「開堂祝寿」)。「開堂祝寿」の項は、冒頭に「古之開堂」の簡潔な次第を記し、「近来開堂」の次第へと続く。

「近来開堂」の記述によれば、公文や疏の一つ一つについて新住持の法語があり、「先呈公文學法語畢。接付維那宣白。次山門諸山江湖疏。一一遞上有法語分送宣讀。」」「 (先ずは公文を呈す。法語を擧し畢らば、維那に接付して宣白せしむ。次いで山門・諸山・江湖の疏、一一遞上し、法語有りて分送りて宣讀せしむ。)とあるように公文・疏の宣表が行われる。また、「……指法座有法語。登座拈香祝聖。次拈帝師省院臺憲郡縣文武官僚香。」」「8 (……法座を指して法語有り。登座し拈香祝聖す。次いで帝師・省院・臺憲・郡縣・文武官僚の香を拈ず。)ともあり、登座・挿香して皇帝の長寿が祈

られる。帝師・省院(行中書省)・臺憲(行御史台)・郡縣・文武官僚から の香も焚かれており、祝聖が主目的という体裁であることからあくまでも これは公的な住持就任の披露と考えられる。

新住持による垂語・問答・提綱以降については、

諸山上首出白椎鳴。椎一下云「法筵龍象衆。當觀第一義」住持垂語問答提綱。 ……結座白椎人復鳴椎一下白云[諦觀法王法。法王法如是]下座。先受官 員作賀畢。……專使挿香兩展三禮畢。堂司行者喝云 [諸山人事] 次喝云 [西 堂人事〕展禮喝云[知事人事]兩展三禮。又喝云[首座大衆人事]勤舊・ 蒙堂・前資諸寮齊挿香。同大衆兩展三禮畢。莊・庫・菴・塔・法眷・郷人・ 暫到展賀。畢據座、侍者・小師挿香大展三拜。次執局行者挿香禮拜。次參 頭領衆行者。挿香禮拜。次直廳・轎番・莊甲・作頭・老郎・人僕參拜。畢 住持即往客位。致謝官員諸山。次第巡寮。…… [T48:1126a:20-1126b:3] (諸山の上首、出でて白椎す。椎を鳴らすこと一下して云く [法筵の龍象衆、 當に第一義を觀ぜよ] 住持の垂語・問答・提綱あり。 ……結座す。 白椎の人、 復た椎を鳴らすこと一下して白して云く「法王の法を諦觀せよ。法王の法 は是の如し]。下座す。先ずは官員の賀を作ずを受け畢る。……專使、挿香 して兩展三禮し畢る。堂司行者喝して云く [諸山の人事]。次に喝して云く [西堂の人事]。展禮して喝して云く [知事の人事]。兩展三禮す。又た喝し て云く [首座・大衆の人事]。勤舊・蒙堂・前資諸寮、齊しく挿香し、大衆 と同じく兩展三禮し畢る。莊・庫・菴・塔・法眷・郷人・暫到は展賀す。 畢りて座に據すれば、侍者・小師、挿香して大展三拜す。次に執局の行者 挿香して禮拜す。次に參頭、衆の行者を領じて挿香禮拜す。次に直廳・轎番・ 莊甲・作頭・老郎・人僕參拜す。畢りて住持は即ち客位に往きて官員・諸 山に致謝し、次第に巡寮す。……)

とあるように、参列していた官員からの賀礼、専使、諸山、寺院を構成する役職者・大衆や人僕、その他の関係者などから、次々と人事・礼拝があ

り、新住持の巡寮が行われる。

④茶湯礼など

当日の斎退晩刻には僧堂にて新住持を招いた茶湯が開かれ、兩序・勤旧・大衆が参列する(「山門特為新命茶湯」)。首座・知事・勤旧が新住持や侍者・小師などを招く煎點の次第も記される(「受兩序勤旧煎點」)。就任依頼から入院・開堂まで関わった専使の管待も、兩序・勤旧が同席して執り行われる(「管待専使」)。その他、入院・開堂に関わった官員・檀越や郡県官府にたいする報謝も行われる(「報謝出入」)。

⑤交割と引継ぎ

すでに「請新住持」の記述として前述した点だが、新住持候補に就任を 依頼するために発遣された専使は、寺院の財産の概要を写した帳簿を携え ており、新住持候補が就任を承諾し大衆への報告があった後、專使は携え てきた寺院財産等に関する帳簿を提出していた。

新住持はすでに専使から渡された書類から、寺院財産の概要を把握していると考えられるが、「入院」内に「交割砧基什物」の項が立てられている点から、入院後に詳細に引継ぎを行うことが想定されていたと考えられる。

交割砧基什物。入院後須會兩序勤舊茶。詳細詢問山門事務砧基契書什物。 逐一點對交割。計算財穀。簿書分明關防作幣。務在詳審[大正蔵48: 1127a:5-8]

(砧基什物を交割す 入院の後、須く兩序勤舊の茶に會して、詳細に山門の 事務・砧基・契書・什物を詢問して、逐一點對交割すべし。財穀を計算し、 簿書分明にして幣を作すことを關防す。務めて詳審するに在り。)

このように、新住持として就任すると、寺院の公用物や重要書類・事務手 続き、収支などの確認を行い、運営上の弊害を避けることが求められてい たのであろう。

以上、前代住持が死亡した場合の住持の交代について概観した。前代住 持が死亡して新住持が着任するまでは、前代住持の「真」が住持として存 在している中で、新住持の就任は、新住持の選定・就任依頼と受諾、入院 と開堂式、交割、茶湯礼という四つの局面を持つと指摘できる。

3. 役職者の交代

ここからは『勅規』に記される役職者の交代について概観して行く。

『勅規』「両序章第六」内においては、新たな立僧首座などの就任(「請立僧首座」・「請名徳首座」)および侍者の交代(「侍者進退」)を除いた知事・頭首などの役職交代については「両序進退」にまとめられ、寺院財産の確認にかかわる「寮舍交割什物」、役職交代に係り実施される特別な茶湯・薬石の儀礼に関わる項目が続く。

以下においては「兩序進退」を中心に、『勅規』に記される役職者に関わる理念をまず確認した上で、役職交代の流れを概観する。

(1)『勅規』における役職とその問題意識

①『勅規』における「兩序」について

『勅修百丈清規』では、叢林を司る住持を補佐する役職として、「西序」の頭首・「東序」の知事が「東西兩序」として以下のような職務内容で、二つの職域を構成している。

「西序」頭首

- ・首座 禅寺院の僧衆の中で首位にある僧を指す
- ・書記 寺院の書状や祈祷の詞語を司る
- ・蔵主 経蔵の管理を司る
- ・知客 禅寺院を訪れる官員・施主などの客、修行にやって来る僧侶の送

迎接待を司る

- ・知浴 風呂の管理を司る
- ・知殿 仏殿の管理を司る
- ・侍者 住持の給侍・補佐を務める

「東序」知事

- ・都寺(都監寺) 寺院の事務一切について監督する
- ・維那 僧衆の修行を監督し、堂内の衆務を統括する
- ・副寺 生活物資の管理や日常の会計業務を司る
- ・典座 寺院の厨房を司る
- ・直歳 伽藍・寮舍の修造、寺院付嘱の物品の管理、工事の監督などを司る

現存最古の清規である『禅苑清規』の段階では、知事は監院・維那・典座・直歳の四知事であったが、南宋時代に監院は都寺・監寺・副寺の三役に分かれて六知事となっている¹⁹。

仏法の体現者として叢林の精神的指導者であるとともに、その運営の責任者でもある住持を頂点として、そのもとに西序頭首と東序知事が住持を補佐する体制である。高位の役職にあたる東西兩序の他、出家志願者が行者として役職者を補助するとともに、例えば磨頭(精米・製粉の管理)、園頭(菜園管理や耕作の担当者)、荘主(荘園の管理担当)、延寿堂主(病僧が療養する堂の責任者)、浄頭(便所の掃除担当)、炉頭(火炉の管理者)などの諸役があり、この他にも俗人の人僕などが寺院の業務に関わっていた。

②役職観~役職の意義と問題意識

「両序章第六」冒頭には、諸役職が存在する意義に関わる内容が以下のように記されているので、まず確認しておきたい。

兩序之設爲衆辦事。而因以提綱唱道。黼黻宗猷。至若司帑廋歷庶務。世出世法無不閑習。然後據位稱師臨衆馭物。則全體備用所謂成己而成人者也。

古猶東西易位而交職之。不以班資崇卑為謙。今岐而二之非也。甚而黨闕。 強弱異勢至不相容者有矣。惟主者申祖訓以戒之。欲其無爭。必愼擇所任。 ……。[大正蔵48:1130c:12-19]

(兩序の設は、衆の為に事を辦ず。而して因りて提綱唱道を以て宗猷を黼黻す。帑廋を司り庶務を歴るが若しに至っては、世出世の法、閑習せざること無し。然して後に、位に據して師と稱し、衆に臨みて物を馭す。則ち體を全うし、用に備えて、所謂己を成じて人を成ずる者なり。 古には、猶お東西、位を易えて交じて之を職とす。不班資の崇卑を以て謙と為さず。今、岐れて之を二とするは非なり。甚しきは薫闘し、強きも弱きも勢を異にして相容れざるに至る者有り。惟うに主たる者は、祖訓を申して以て之を戒め、其の争うこと無からんを欲す。必ず愼んで任ずるを擇ぶ、……。)

ここでは東西兩序の役職が設けられている理由として、僧伽の事務の執行が挙げられるが、これにより住持が仏法を説くことが可能となることから、役職の設置は仏法の道を資助することに繋がるという認識が伺われる。続いて、職務の執行には出世間法―仏法の世界の規範や方法―だけではなく世俗の規範や方法に通じている必要があるという理念が記される。

この他、ここには『勅規』編纂時点での役職に関わる問題意識もうかがわれる。諸役職間の関係については、「古」には役職者は東西の諸役それぞれを担当し、職位の尊卑といった感覚は無かったが、それに対して今、東西二つに分けて捉えるのは「非」であると記され、酷い場合には党派を形成して争うといったことが起こっていたことが伺われる。こうした状況に対しては、「主たる者」、すなわち住持は「祖訓」を根拠にこれを戒めねばならないと記す。

こうした東西両序間の役職の相互性・流動性については、「都監寺」の項にも、

昔叢林盛時。多請西堂首座書記。以充此職。而都監寺亦充首座書記。「大正

蔵48:1132a:16-18]

(昔叢林盛んなりし時、多く西堂の首座・書記を請じて、以て此の職に充つ。 而して都監寺も亦た首座・書記に充つ。)

とあり、ここでも「昔叢林盛時」代における東西役職間の流動性が『勅規』 において追い求めるべき理念となっていたと考えられる。

人材の流動性については、何も東西の役職間だけの事ではない。同じく「都監寺」の項には、「昔叢林盛時」の続きとして「西堂の首座・書記」でなければ、

……必臘高歷事廉能公謹。素爲衆服者充之。……道福殊勝上下美留。雖連年不易。或數請再充。……故所在單寮勤舊不滿五六人。副寺以下非歷三次。不歸前資。監寺非三次。不歸蒙堂。都寺非三次不得居單寮。[大正蔵48:1132a:18-23]

(……必ず臘高く事を歴て、廉能公謹にして素より衆の爲に服する者をば之に充つ。……道福殊勝にして上下美く留むれば、連年と雖も易へず。或は數たび請じて再び充つ。……故に所在の單寮勤舊は五六人に滿たず。副寺以下、三次を歴るに非ざれば、前資に歸せず。監寺は三次に非ざれば、蒙堂に歸せず。都寺は三次に非ざれば、單寮に居することを得ず。)

才覚があり事務に長け、僧伽のために服務する人物であれば、長年留任を 求められたり再任されたため、勤旧となって独寮(單寮)を許される者は 五六人に満たなかったとある。さらに、副寺以下・監寺・都寺は三期職を 勤めなければ、前資²⁰・蒙堂²¹・單寮など独立の房舎で起居しなかったと 続く。

『禅苑清規』の「下知事」では、「請新知事罷。住持人知事首座等送入堂 内掛搭。」²² (新知事を請し罷らば、住持人は知事・首座等をば入堂内に送 りて掛搭せしむ。)とあることから、旧知事が退任後には僧堂に戻ってい たと記されるのに対して、『勅規』の段階では、役職経験者が数回の就任 のみで、その退任後は叢林内の寮で独居して僧堂に合流しないという問題 が存在したと読み取れる。

役職交代の次第に焦点を当てた内容を持つ「両序進退」においても、上 記のような役職の意義と問題意識が冒頭に提示されている。

頭首務擇才徳相當者爲之。而近之庸流責以飲食延接爲事。使守貧抱道之士愈甘退藏。叢林何由歆艷。住持當革其弊可也。<u>知事、古規</u>只列監院・維那・典座・直蔵・庫頭五員而已。<u>職滿鳴椎白衆告退歸堂隨衆。初無單寮榻位。故叢林鼎盛。近來諸方大小勤舊動至百數。</u>僕役倍之。<u>而僧堂閬無一人</u>。泰定間脱歡丞相領行宣政院。分上中下三等寺院。額定歳請知事員數正爲此也。宜遵行之。[大正藏48:1134a:5-14]

(<u>頭首は務めて才徳相當る者を擇んで之と爲す</u>。而るに近の庸流は、責むるに飲食延接を以て事と爲す。使貧を守り道を抱くの士をして愈いよ退藏を甘んぜしむ。叢林、何に由りてか歆艶せん。住持、當に其の弊を革むれば可なり。知事は、古規には只だ監院・維那・典座・直蔵・庫頭の五員を列するのみ。職滿つれば椎を鳴らして衆に白して退を告げ、歸堂して衆に隨う。初めは單寮の榻位無し。故に叢林鼎盛なり。近來、諸方大小の勤舊、動もすれば百數に至る。僕役は之に倍す。而して僧堂、閬として一人も無し。泰定の間、脱歡丞相、行宣政院を領じ、上・中・下の三等の寺院を分けり。歳に知事を請する員數を額定するは正に此が爲なり。宜しく之を遵行すべし。)

「兩序進退」の冒頭においては、まず西序の頭首については才徳ある者を任命すべきことが記されるとともに、後半では、役職の退職者が独立した寮舎に起居する問題に触れている。すなわち、東序の知事について、「古規」では、任期が満了すれば(僧)堂に帰って僧伽の一員に戻り、初めから単独の寮舎が許される訳ではなかった。これによって叢林が興隆したのに対して、「近来」においては、勤旧が多くなりすぎて僧堂に人っ子一人

いない状態である、と苦言が呈される。ここから、泰定年間に脱歓(1292-1328)によって定められた知事の員数を遵守すべきことが求められている。

そもそも『勅規』はその名に「百丈」を冠することからも分かるように、中国禅宗における叢林・清規の創始者としての百丈懐海への崇敬を背景として、南宋末からの百丈によるオリジナルテキストの探求の努力の延長線上に成立した清規である²³。こうした記述からは、「古」と「今」とが対照的に記述される中で、「古」と比較して問題の多い現状が指摘されるとともに、こうした問題溢れる「近来」の叢林の目指すべき理想としての「古」の叢林の黄金時代が理念として提示されていると考えられる。特に役職のあり方については、東西の役職間のみならず、役職者と大衆との間の人材の流動性が一つの理念として描き出されていると考えられる。

(2) 役職交代の概要

ここからは、役職交代の次第について詳細に記す「両序進退」の記述に もとづき、役職交代の流れについて概観する。

①退任の告示と候補者の選定

役職者の交代は、以下のように現役職者の退任の告示と候補者の選定から始まる。

凡職事將滿。預詣方丈禀退。如擇進退日定。住持令行者報兩序。知當晚昏鍾鳴。<u>舊知事一班。詣方丈</u>挿香告禀。觸禮一拜。<u>納庫記鑰匙而退</u>。[大正藏48:1134a:15-18]

(凡そ職事將に滿ぜんとすれば、預め方丈に詣でて退を禀す。如し進退の日を擇ぶこと定まれば、住持は行者をして兩序に報ぜしむ。當晩の昏鍾鳴るを知らば、<u>舊知事一班、方丈を詣でて</u>挿香して告禀し、觸禮一拜す。庫記・ 鑰匙を納めて退す。) 次早五更鍾鳴。頭首一班懷香詣方丈。觸禮一拜告退。……住持以擇定人名 目子。并西堂勤舊。令客頭行者請粥罷會茶。[大正藏48:1134a:19-23] (次の早、五更の鍾鳴らば、頭首一班は懷香して方丈に詣でて、觸禮一拜し 退を告げる。……住持は擇定の人名の目子を以て、西堂の勤舊を并せて、 令客頭の行者をして粥罷の會茶に請ぜしむ。)

任期の満了²⁴が近づくと、役職者はあらかじめ方丈(住持)に退任を告げる。退任と交代の日程が決定すると、晩に旧知事が方丈に詣でて、この段階で旧知事から帳簿類・鍵などが返納される、とある。頭首の場合はその翌朝、方丈に詣でて退任をつげる。このように役職者の退任が申告されると、住持は新役職候補者の名簿に基づいて、西堂の勤旧とともに朝粥後の茶に招くべく行者に命ずるのである。

②旧知事一同が僧堂にて退任報告

ここからは僧堂における退任の報告の次第となる。

其舊知事一班候僧堂行粥遍。從後門入。上首鳴椎一下云 [白大衆。某等昨蒙堂頭和尚慈旨。令歸庫。今來心力疲倦。告退歸堂隨衆。謹白]再鳴椎一下。從聖僧左出住持前。兩展三禮。……從聖僧右出聖僧前。大展三拜。轉身從首座板起。巡堂一匝。中間問訊而退 [大正藏48:1134a:23-28]

(其れ舊知事一班は、僧堂の行粥の遍きを候ちて、後門より入る。上首椎を鳴らすこと一下して云く [大衆に白す。某等、昨に堂頭和尚の慈旨を蒙り、歸庫せしむ。今來、心力疲倦し、退を告げて歸堂して衆に隨う。謹んで白す。] 再び椎を鳴らすこと一下す。聖僧の左より住持の前に出でて、兩展三禮す。 ……聖僧の右より聖僧前に出でて、大展三拜す。轉身して首座板より起ちて、 巡堂すること一匝す。中間に問訊して退す。)

朝の粥が大衆に行きわたるのを待って、退任する旧知事が僧堂に入ると、

上位の知事から大衆に向けて役職者の退任と「帰堂」とが報告され、旧知事 一同は住持に両展三禮し、聖僧前にて大展三拜を行い、巡堂の後退出する。

③新任者、寝堂にて受請して住持に礼拝

すでに①において住持は新任候補者を朝粥後の茶に招くよう命じていた ように、ここからは新役職者への就任打診の次第となる。

粥罷行者守<u>請新人至寢堂。獻茶</u>畢。住持……白云[前兩序告退。此務不可缺人。拜請某人充知事。某人充頭首。逐一標名白訖]。……侍者揖請新人至住持前。對觸禮一拜。<u>新知事</u>同進前。<u>兩展三禮</u>。……住持答一拜。<u>新頭首</u>進前<u>兩展三禮</u>。……<u>獻湯</u>……湯 罷 謝禮。……[大正 藏48:1134a:28-1134b:7]

(粥罷、行者は新人を守請して寢堂に至らしむ。獻茶畢らば、住持……白して云く[前の兩序退を告げり。此の務は人を缺くべからず。某人を拜請して知事に充つ。某人を頭首に充つ。逐一に名を白し訖る]。……侍者は新人に揖請すれば、住持の前に至りて對して觸禮一拜す。新知事同じく進前し、兩展三禮す。……住持答えて一拜す。新頭首進前して兩展三禮す。……獻湯す……湯罷らば謝禮す。……)

朝の粥が終わると新役職候補者は寝堂に赴き、献茶が終わった段階で住持から就任の依頼を受ける。新知事・新頭首ともに住持に両展三禮して受諾し、献湯もある。

④僧堂にて前任者の退任と新任者を発表

上記のように新役職者が寝堂にて就任を受諾した後、僧堂に入って次のように就任が宣言されるのである。

供頭鳴僧堂鐘。大衆歸鉢位立定。住持入堂。先送前堂首座。以次頭首隨歸

鉢位。……次送後堂……。新知事一班預立於西堂板頭。住持歸位。維那往 住持前問訊側立……住持付目子與之。……從聖僧後轉鳴椎一下云〔白大衆。 前知事告退。此務不可缺人。適奉堂頭和尚慈旨。請某人某職。某人充某職。 謹白] ……復鳴椎一下。侍者即揖請新知事一班。住持持前觸禮一拜。維那 白云 [請知事訖] 又鳴椎一下。知事一班兩展三禮……知事轉聖僧後。右出 聖僧前排立。大展三拜。維那引巡堂一匝。…… [大正藏48:1134b:8-18] (供頭、僧堂鐘を鳴らす。大衆鉢位に歸して立定す。住持入堂す。先ず前堂 首座を送り、以次の頭首隨いて鉢位に歸す。……次に後堂を送る……。新 <u>知事一班</u>、預め於西堂の板頭に於て立つ。住持、位に歸す。維那、住持の 前に往き、問訊して側立す。……住持、目子を付して之に與え、當面して 問訊す。聖僧の後より轉じて椎を鳴らすこと一下して云く、「大衆に白す。 前の知事退を告げり。此の務は人を缺くべからず。適たま堂頭和尚の慈旨 を奉じ、某人を某職に請ず。某人、某の職に充つ。謹んで白す〕復た椎を 鳴らすこと一下す。侍者は即ち新知事一班を揖請し、住持の前に……。觸 禮一拜して、維那白して云く[知事を請し訖われり。]又た椎を鳴らすこと 一下す。知事一班は兩展三禮す……知事、聖僧後ろにて轉じ、右より聖僧 の前に出でて排立し、大展三拜。維那引いて巡堂一匝す。中に歸して問訊す。 横より退して、西堂の板頭を過ぎて立つ。

僧堂にはすでに大衆や住持、その他の役職者が入堂している。ここで住 持が維那に名簿を渡し、維那から旧役職者の退任と新役職者の名が大衆に 向けて宣告される。新役職者は住持の前で礼拝し、就任が最終的に確定す ると、維那からもまた「知事への就任依頼が受諾された。」と宣告がある。 新役職者は住持に礼拝し、維那が率いて巡堂する。

⑤僧堂にて新任者が大衆と賀礼を交わす

役職への就任依頼の受諾が宣言されると、大衆と新役職者との間で礼が 交わされる。 堂司行者喝云 [大衆禮賀新知事] 普同觸禮一拜畢。又喝云 [新知事禮謝大衆] 普同觸禮一拜畢。「大正藏48:1134b:18-19]

(堂司行者喝して云く [大衆、新知事を禮賀せよ。] 普同に觸禮一拜し畢る。 又た喝して云く [新知事、大衆に禮謝せよ] 普同に觸禮一拜し畢る。)

このように、新役職者が就任を受諾すると、大衆からは新役職者に対して礼賀があり、これに対して新役職者から礼謝(ともに全員で触礼一拝)が行われる。

⑥新知事を庫司に送り、旧知事と交代する

この後は新役職者をそれぞれの寮舍に送り出して賀する(送賀)とともに、旧役職者との交代の礼の次第が記される。基本的な次第は同じであるため、ここでは記述の詳しい新知事の送賀交代の次第について確認して行こう。

又喝云 [大衆送新知事歸庫司] 供頭行者鳴僧堂鍾。<u>住持送入</u>對觸禮一拜。 送住持出。與舊人交代。互轉身對。觸禮一拜。送舊人出。侍者先賀。次頭 首領衆賀畢。[大正藏48:1134b:18-19]

(又た喝して云く、[大衆、新知事を送り て庫司に歸せしめよ。] 供頭行者、僧堂の鍾を鳴らす。<u>住持送り入り</u>、對えて觸禮一拜す。<u>住持を送り出す。</u> <u>舊人と交代す。互に轉身して對して、觸禮一拜す</u>。<u>舊人を送り出す。侍者</u> 先ず賀し、次いで頭首衆を領じて賀し畢る。)

上記のように、大衆は新知事を送って庫司に送り入れるのだが、住持もまたこれに伴う。住持に礼拝してから送り出すと、新知事と旧知事とは、「轉身」して互いに礼拝し、旧知事を送り出す。侍者が就任を賀し、頭首も衆を引き連れて賀すのである。

ここでいう「轉身」とは、『校定』・『禅林』の記述を参照すると、『校定』

「進退両班」では、

次與舊人交代。新人居右。各觸禮一拜。舊人轉身居右。新人居左。再觸禮 一拜[続蔵63:599b:11-12]

(次に舊人と交代す。新人は右に居す。各おの觸禮一拜す。舊人は轉身して右に居す。新人は左に居し、再び觸禮一拜す。)

『禅林』「両班進退」においても

次與舊人交代。舊居左。觸禮一拜。新轉左。觸禮一拜 [続蔵63:641c:19-21] (次に舊人と交代す。舊は左に居し、觸禮一拜す。新は左に轉じて、觸禮一 拜す。)

とあることから、旧知事が左、新知事が右というそれぞれの位置を入れ替 えることを指すと考えられる。

以降の記述では、大衆が新首座を寮に、続いて大衆が新維那を堂司に、 さらに両班勤旧が新後堂首座・書記・蔵主・知客を寮に送り、それぞれ同 様に送賀・交代の礼が行われるとある²⁵。

⑦旧役職者をそれぞれの居寮に送り出す

新役職者の送賀が終わると、次は旧役職者を送ることになる。

又各喝云 [大衆送舊首座都寺歸寮] 亦鳴鍾送賀畢。……各喝云 [兩班勤舊送以次舊頭首知事歸蒙堂前資] 禮亦如前。[大正藏48:1134b:27-29] (又た各の喝して云く、[大衆、舊首座・都寺を送りて歸寮せしめよ。] 亦た鍾を鳴らして送賀し畢る。……各の喝して云く、[兩班勤舊、以次の舊頭首・知事を送りて蒙堂・前資に歸せしめよ。] 禮は亦た前の如し。)

大衆が旧首座・都寺を寮²⁶に送る。終わると両班勤旧が旧頭首・知事を 蒙堂・前資に送り、それぞれ送賀の礼を行うのである。

⑧新任と旧任が方丈に上って拝謝、新旧で巡寮、方丈にて點心 こうした賀礼が終わると、

然後受賀俱畢新舊人……詣方丈拜謝。……新舊人同巡寮。方丈請半齋點心。 ……[大正藏48:1134b:29-1134c:2]

(然る後、受賀倶に畢る。新舊人……方丈に詣でて拜謝す。……新舊の人、同な巡寮す。方丈、半齋點心を請す。……)

とあるように、新役職者と旧役職者はともに方丈に上って住持に拝謝し、 新旧役職者で巡寮を行った後、粥と斎との半ば頃に方丈にて點心の招待が あるのである。

これで役職交代の儀礼は完了したと読み取れるが、この後には新旧役職者に関わる数々の茶湯礼や管待などの項目が続き、この間をぬって、交割や旧首座・都寺を僧堂の鉢位に戻す次第(「堂司送旧首座都寺鉢位」)などが記される²⁷。

以下ではまず、交割の方法について確認する。

(3) 交割~役職交代と引継ぎ

『勅規』「両序章第六」では、役職者の交代の次第が記された後に、「寮 舍交割仕物」の項があり、役職交代の際の引継ぎについて記される。

すでに「兩序進退」において、役職の退任を住持に申し出て交代の日が 決定すると、次のように、方丈に詣でる際に帳簿類と鍵とを返却するとい う記述があった。

舊知事一班。詣方丈挿香告禀。觸禮一拜。納庫記鑰匙而退。「大正藏48:

1134a: 16-18]

(舊知事一班、方丈を詣でて……告禀す。……庫記の鑰匙を納めて退す。)

「寮舍交割什物」では、役職者の寮舍に置かれた公用物について、「総簿」 と「小簿」の二冊の帳簿を用いて管理確認する方法が記されている。

寮舍交割什物

寮舍什物常住置辦不易。往往職事人視為傳舍。臨進退時。鄉人各自撒移蕩然一空。使新入寮者茫無所措。未免具數。到庫司需索不至。因此上下唇吻不安。設若應副重費常住。庫司當置總簿。具寫諸寮什物。住持知事僉定。仍分置小簿付諸寮。兩相對同。新舊相沿交割。損者公界修補。缺者本寮陪償將。進退數日前副寺帶行者。賚簿到各寮。預先點對分曉。責在本寮人僕。母得走失。違者陪償。或有增添數目。隨即同附簿。庶可稽考也[大正蔵48:1135a:4-14]

(寮舍交割什物

寮舍の什物は常住より置辦して易へず。往往に職事の人視て傳舍と爲し、 進退の時に臨んで、郷人各の自ら搬移して蕩然として一空す。新入寮の者 をして茫として措く所無からしむ。未だ數を具ふることを免れず。庫司に 到りて需索すれども至らず。此に因て、上下の唇吻安んぜず、設ひ若し應 副するとも重ねて常住を費す。庫司當に總簿を置きて具に諸寮の什物を寫 し、住持・知事僉定すべし。仍て小簿をして諸寮に付し、兩ながら相い對 同して、新舊相い沿ひて交割すべし。損する者をば公界修補し、缺くる者 をば本寮陪償すべし。將に進退せんとする数日前に、副寺は行者を帶へて、 簿を費りて各寮に到り、預め先ず點對して分曉ならしむ。責は本寮の人僕 に在り。走失すること得ること母れ。違ふ者をば陪償すべし。或は増添の 數目有らば、隨て即ち同じく簿に附せよ。庶くば稽考すべきなり)

こうした方法をとる理由として、役職者が寮舍を自分に伝えられた宿舎

のように捉えて、交代の際に寮舍を空っぽにしてしまい(私物と公用物の 区別を考えず、全てを持ち去ってしまうという事態があったと想定でき る)、探しても見つからないという弊害の指摘から、寮舍に置かれた公用 物の総帳簿を庫司に備えて住持と知事が確認するとともに、各寮にもそれ ぞれ帳簿を作成して置き、突き合わせて確認すべき事が求められている。 役職交代の数日前には、あらかじめ副寺が帳簿を預かった上で公用物が帳 簿通りに存在するか確認していたと読み取れる。

この他、後述する茶礼のうち、「新首座特為後堂大衆茶」後に「住持垂 訪頭首點茶」という項が置かれている。

住持垂訪頭首點茶

茶湯禮畢。住持齋罷。往諸頭首寮點茶。從容温存點檢缺乏。隨令庫司措辦[大正蔵48:1136a:1-3]

(茶湯の禮畢る。住持、齋罷に諸頭首の寮に往きて點茶す。從容として温存 し、缺乏を點檢す。隨て庫司をして措辦せしむ。)

ここでは、住持が頭首寮を訪れて點茶するとともに、無くなった公用物がないかどうか自ら点検確認し、損失物があれば庫司が処置するとある。

(4) 茶湯礼(共飲食)

新旧役職者の交代の次第を記す「兩序進退」、侍者の交代の次第を記す「侍者進退」(旧侍者は三日後に侍者寮から衆寮へ)に続き、前記の「寮舍交割什物」の項ののちには、新旧役職者に関わる数々の茶湯礼や管待などの項目が続く。

新たな役職者を決定する際にも茶とともに相談の場が設けられていたのは前記の通りだが、ここでは項目として独立しているものを概観しておこう。

「兩序進退」に示される役職交代が完了すると、住持が新旧兩序の役職者を寝堂に招いて湯、翌日に茶が出される「方丈特為新旧両序湯」²⁸、維

那が新旧侍者を維那寮(堂司)に招いて茶湯が出される「堂司特為新旧侍者茶湯」、新都寺が都寺寮(庫司)に新旧役職者を招いて湯・薬石が出される「庫司特為新旧両序湯薬石」が行われる。続いて記される「方丈管待新旧兩序」には、住持が新旧役職者の名を挙げて叙謝する特為上堂ののち、住持が寝堂に新旧役職者を招いて湯・飯が振る舞われたのち、茶礼を講ずる²⁹とある。

この翌日には、住持が新首座を僧堂での茶に招く「方丈特為新首座 茶」30が行われ、その翌日には新首座が大衆を招き、住持や知事も臨席す る「新首座特為後堂大衆茶」が行われる。

これが終わると「両序交代茶」が行われる。これは旧役職者を招いて、 東西兩序の新役職者から各一名、兩序の勤旧各一名も同席して献茶があ り、日を変えて行われる「交代點心」についても記載がある。

続く「入寮出寮茶」では、旧役職者が蒙堂に入る・蒙堂から頭首に就任する・衆寮から出て頭首に就任する・旧役職者が衆寮に戻る、という四つの場合に分けて、寮の出入の際の茶礼を記す。

役職交代に関わる茶礼として記される最後は「頭首就僧堂點茶」である。 上記の「出寮茶」の終了を待って、西序の頭首が僧堂(雲堂)にて大衆と ともに住持も招いて點茶を行うとある。

このように、「兩序進退」に示された役職交代の儀礼に加えて、寺院財産の確認を行う交割、新旧役職者に関わる茶湯礼をもって、新旧役職者の交代が完了して新たな寺院運営体制が発足するのではないかと考えられる。

4. 住持・役職交代の次第の意義

ここからは上記した住持・役職交代の次第について、その経済的側面と 儀礼的側面とに注目して若干の考察を行いたい。

(1) 役職交代における経済的意義

①寺印の問題

「住持章第五」の「入院」には、新住持が方丈に據室した後に、寺印の確認(視篆)が行われていた。知事が寺印状を準備して寺印を捧げると、新住持が封を確認の上、知事に開封させ、寺印の刻印を目視確認した上で、以下のような寺印状に押印し、日付を書き入れると記されていた。

呈寺印状 當寺庫司比丘某甲

寺印一顆

右謹

申納新命堂頭大和尚伏候慈旨

年 月 日 具位状。「大正蔵48:1125c:14-15]

(寺印状を呈す。 當寺庫司比丘 某甲

寺印 一顆

右、謹みて

新命堂頭大和尚に申納む。伏して慈旨を候ふ。

年 月 日 具位して状す。)

これは寺印の引継の儀礼であると解釈できるのではなかろうか。すなわち、寺院財産を含む寺院全般の管理・指導を新住持が引き継ぐ事を示していると考えられる。

叢林・寺院の運営上、寺印は必要不可欠な物であることを考え合わせると、「住持章第六」内の「住持議定」に引用された『輔教編』の住持観、すなわち、住持とは「持法の具」(「戒定慧」)と「持法の資」(寺院財産、「僧園物務」)を叢林に備える力量を持つ人物が就任すべき地位であるという『勅規』の理念を背景として、それまでは「真」として存在していた前代住持に代わって、実在としての肉体を持つ仏法の体現者である新住持が寺印(寺院財産)の管理者となる、つまりは「持法の具・資」を司る者とし

ての住持がここで可視化されていると解釈できる。

②役職交代における交割

住持の交代の場合は、すでに確認したように、「請新住持」内の「発專使」の記述では、就任依頼のために発遣される専使が寺院財産の概要を記した帳簿を携えていた。次いで「當代住持受請」の記述によれば、新住持候補である他寺の住持が就任を承諾し大衆への報告があった後、專使は持ってきた寺院財産等に関する帳簿を提出するとあった。

そして新住持が入院し、開堂式など一連の就任行事の記述の後に、「交割砧基什物」[大正蔵48:1127a:5-8] という項目が置かれていたことはすでに述べた。

新住持として就任する際には、寺院の公用物や重要書類・事務手続きや、 収支などの確認を行うのだが、その理由としては「關防作幣(幣を作すこ とを關防す)」が挙げられていた。『勅規』における住持観・役職観として、 寺院財産の侵害を叢林の抱える問題とする意識が存在していたことが、こ の背景にあると考えられる。

この他にも、役職交代時の「交割」について記す「寮舎交割什物」・「住 持垂訪點茶」という項のいずれもが、寺院財産の侵害に対する防備策にあ たると言える。

知事の筆頭である「都監寺」の職務内容を記す項目においても、独立の 房舎に起居する勤旧が再度これらの役職に就任する場合には、「再請出充 者、公界封鑰元房、以避嫌疑。」とあったこと、役職引継ぎの際に行われ る交割などが示すように、寺院財産の侵害が、元代における禅叢林の経済 的弊害の元凶として指摘される「諸荘監収」という職だけの問題ではなかっ た事がうかがわれる。

日々の叢林生活においては、副寺や寮主が寺院財産や遺失物などを確認 する役割を担うと読み取れる³¹のだが、住持および役職の交代時は、寺院 財産を帳簿に基づいて確認するとともに、目視確認も行って財産の侵害を 防備する機会であったと考えられる。

(2) 交代時の儀礼における身体性と「つながり」

ここでは住持の就任および役職交代の次第における当該僧侶の身体性および大衆など寺院の構成員との関係性につき考察してみたい。

①身体性と視覚性

【住持の交代】

『勅規』の記述を確認すると、新住持は、ある程度の段階を踏み、ある程度の時間をかけて住持としての地位が固まっていると読み取れる。そのすべてに肉体を持った新住持の身体性が関わるはずだが、ここではそこから何点か取り上げて考察する。

前記の通り、ある寺院における住持の退院・死亡後の候補者選定と役所の許可を経て、専使が派遣される。そして専使の就任依頼を受諾(「受請」)すると、それまで生活を送ってきた旧寺に別れを告げることとなる。役職者や大衆に見送られ、旧寺院山門で行われる茶湯礼(「新命辞衆上堂茶湯」)では、主位に位置するのが首座であることからも、新住持と旧寺の関係性の終焉が身体的に示されていると考えられる。

このようにして新住持は旧寺を出発し、新寺へと到着するが、前代住持の死亡による交代の場合、この段階では新寺には「真」といった物質の形で前代住持が存在していると考えられる。

新住持がいよいよ新寺に入院する日には、山門にて大衆が迎え、仏殿から僧堂へと入堂する。その後土地堂・祖堂をへて方丈に向かい、據室・視篆が行われる。山門から少なくとも僧堂に到るまでは大衆も含めてその動きが確認されていると考えられ、方丈での據室以降は、兩序の役職者・勤旧および諸山が新住持の動きを日撃している事となる。

新住持は方丈に據室すると、寺印の封印を解かせて目視確認を行った上で、準備済みの寺印状に押印して日付を記入する。この段階で方丈に居る

のは、「官客、諸山、両班、勤旧」と記されるとおり、官吏・諸山の名徳・ 東西両班の役職者・役職経験者の他、侍者・行者であると考えられる。寺 印が叢林・寺院の運営を象徴するものであるとすると、こうした新住持の 「(刻印を) 視る」・「(日付を) 書き入れる」という動作は、少なくともこ うした寺院運営に関わる僧侶、その他関係者に視覚的に確認されることと なる。

「開堂祝寿」では、新住持が法堂において説法し、公文の宣表も行われることから、これは公的な住持就任の披露と考えられることは前記の通りである。開堂の説法が終わって結座となると、依頼を受けた諸山の上首が白椎して「法王の法を諦観せよ。法王の法は是の如し。」と喝す、とあった。新住持の説法は、法王、即ち仏の命脈を脈々と受け継いだ仏祖の説く仏法であるという宣言と考えられる。この後、参列していた官員からの賀礼、専使、諸山、寺院を構成する役職者・大衆や人僕、その他の関係者などから、次々と人事・礼拝があり、新住持が官員・諸山に致謝するとともに、その後巡寮が行われ、寺院内外において新住持の就任が確定し、寺院および関係者全般に承認されたと考えられよう。ここから、新住持と寺院内外との相互的な関係性の中で、新住持が就任していると考えられる。

【役職交代】

「兩序進退」においては、僧堂において新たな役職者の就任が宣言され、 大衆との賀礼が交わされると、大衆が新旧知事・頭首をそれぞれの寮舍へ と送り出す、送賀交代の礼が行われるとあった。

新旧役職者をそれぞれの寮舍へと送り届けた後に、「互いに轉身して対し」て新旧役職者同士の礼拝が交わされるとあったが、この箇所については、『校定』・『禅林』の記述に従えば、新旧役職者は左右の位置を互いに入れ替えた上で礼拝を交わすと解釈できた。このように儀礼的に身体位置を交換する儀礼は、言語に準えれば、オースティンのいうところの「遂行的」性格を持つ儀礼言語と言えるのかもしれない。

「遂行的(performative)」という用語の出所は、オースティンに始まる言語行為論である。オースティンは発語行為として、①「発語行為」(一定の意味と言及対象を以て何かを言うという行為)、②「発語内的行為」(言うことが何かを行うことになるという行為)、③「発話媒介的行為」(発話によって聞き手の感情・態度・その後の振る舞いに実際的な効果を生み出すような行為)を土台として、発話に関して、事態の様相の描写・陳述を目的とする「確認的発話」(constative utterances)と、陳述を目的としない「遂行的発話」(performative utterance)とを区別した。

この「遂行的発話」は、言葉や文を発話することが、ある一つの行為の 遂行の一部を構成するというタイプの発話にあたる³²。

儀礼における「遂行的発話」が聴衆や目撃者に受容されるのか、その確実性については批判や疑問も提出されているが、青木保は「もし条件がある枠づけ内でしっかりと整っていれば、行為遂行的発言は十分にその力を発揮できる……」33と述べている。『勅規』に記される交代儀礼の詳細さから考えれば、上記のような交代の際の身体的儀礼言語としての位置の交換は、参列する住持・役職者・大衆にとって効果の高いものであったと考えられる。

さらに、この送賀交代の礼の記述では、新役職者が役職用の寮舍に入るのに続いて、旧役職者が独立した房舎へと帰るのを、大衆をはじめとする 叢林の構成員が送り届けていると読める。送賀交代礼が終わると、新旧役職者が方丈にて住持に致謝の礼拝を行い、巡寮を行う。こうした新旧役職者の動きに寺院の役職者や大衆たちが伴っていることからも、役職の交代の進行が実感されるのではないだろうか。

②茶湯礼・置食などの共飲食

新住持や新役職を誰にするのか、茶を飲みながら相談すると記される他、 住持の就任や役職者の交代の際の『勅規』の記述は、茶や湯の飲み物や湯 果・點心・薬石などの食べ物が振る舞われる共飲食儀礼についての項目を 多く含む。

そもそも、茶湯礼は禅叢林の特徴の一つと指摘され、中国における官僚の共飲食儀礼(「会食」制度)がその源として指摘されている³⁴。『禅苑清規』の段階において記される茶湯礼は、四節の茶湯礼を基本形とすると指摘され、『勅規』においても「方丈特為新首座茶」の項に「並與四節特爲禮同(並な四節特爲の禮と同じ)」³⁵と記されるように、住持の就任や役職交代の際の茶湯礼もやはり四節の茶湯礼を基本的方法としている³⁶。

住持の交代および役職交代の記述からは、茶湯礼などの共飲食が交代に際して大きな要素を占めていることが伺われた。共飲食や共同作業といった相互行為によって、親族関係のような社会関係が文化的に構築されるという指摘がもあり、以下においては住持・役職交代の際の共飲食儀礼の意義について考えたい。

【住持の交代の場合】

新住持の就任に関わる茶礼などの共飲食儀礼の概要は次のようにまとめられる。

新住持候補について相談する時、専使の派遣について相談する際にも前述のように茶が出され、専使の出発の際には山門で茶湯礼が行われる。専使が新住持候補に就任を依頼し受諾する際には、方丈にて喫茶、その晩には湯・薬石が振る舞われ、夜には湯果も出される。

新寺での住持就任を受諾した後は、専使が新住持を招いて僧堂にて煎點が行われ、役職者はじめ大衆など山門一同が参列する(「専使特為新命煎點」)。日を置いて、今度は山門側の兩序・勤旧が新住持と専使を寝堂で管待する(「山門管待新命幷専使」)。この管待においては飲食の記述はないのだが、この煎點と管待とは相互に対応すると考えられる。いよいよ新たな寺院に向けて出発する日がやって来ると、山門首に設けた帳で點茶・点湯の礼が行われた後、新たな寺院に向けての出発となる(「新命辞衆上堂茶湯」)。

新住持が新寺に到着し、新寺側から迎えの役職者などがあった場合は「湯果を弁ず」とある。その後、新住持が方丈に據室して視篆が行われ、就任の礼賀が済んだ後には、諸山・両班・勤旧を招いての献湯があり、湯が終わると、官客・諸山を招いて點心が出される(「入院」)。

新住持の方丈での據室と礼賀の後には、山門一同が新住持を斎に招く (「山門請新命斎」)。「開堂祝寿」の記述を挟んで、斎退晩刻に僧堂にて新 住持を招いた茶湯が開かれ、兩序・勤旧・大衆が参列すると記される(「山 門特為新命茶湯」)。その他、首座・知事・勤旧が新住持や侍者・小師など を招く煎點の次第(「受兩序勤旧煎點」)や、入院・開堂に関わった官員・ 檀越や郡県官府に対する報謝(「報謝出入」)といった項目が続く。

このように、新旧両寺院の役職者・大衆・関係者と新住持との人間関係に基づいた相互的な共飲食の機会が、就任の依頼と受諾、旧寺からの出発と新寺への入院・開堂、就任後という段階ごとに設けられ、叢林の指導者としての新住持の地位が相互に承認納得されることになると考えられる。

【役職交代の場合】

新たな役職者を決定する際にも、やはり茶とともに相談の場が設けられていた。新住持の就任に関わる記述と同様、役職の交代に関わる項目の中にも、茶や湯・薬石が振る舞われる茶湯礼の次第が多く見られる。

「兩序進退」においては、新役職候補の選定にあたって「会茶」があり、朝の粥時に旧役職者の退任が僧堂で報告された後には、新役職候補者が寝堂に赴いて住持から就任依頼があり、その際に献茶が行われている。送賀交代の礼と新旧役職者による巡寮が終了した後にも、おそらくは新旧役職者が方丈に招かれて半斎(朝の粥と斎との間の時刻)の點心が振る舞われると読み取れる。

「侍者進退」「寮舍交割什物」の項を挟んで記される「方丈特為新旧両序 茶」・「堂司特為新旧侍者茶湯」・「庫司特為新旧両序湯藥石」ではそれぞれ、 住持が新旧役職者を、維那が新旧侍者を、都監寺が新旧首座・諸職を招い ており、続いて記される「方丈管待新旧兩序」には、住持が新旧役職者の名を挙げて叙謝する特為上堂ののち、寝堂に新旧役職者を招き、湯・飯を振る舞った後に茶礼を講ずるとあることから、これらは叢林における修行や寺務に関わる諸役職の<縦の系列>における茶湯・食の儀礼であると考えられる。

この翌日には、住持が新首座を僧堂での茶に招き、知事・大衆も同席する「方丈特為新首座茶」、さらにその翌日に行われる、新首座が大衆を招いて住持や知事も臨席する「新首座特為後堂大衆茶」からは、<住持一首座一大衆>という関係が茶でつながれる様子が伺える。住持が先ず、大衆の第一座として住持に次ぐ力量を求められる首座を茶に招き、その翌日に住持も臨席の上、新首座が大衆を茶に招くのである。

これが終わると行われる「両序交代茶」は、新旧役職者という<横の系列>での交代の茶・點心であると考えられる。

続く「入寮出寮茶」は新旧役職者の寮への出入の際の茶礼を記し、役職交代に関わる茶礼として記される最後は「頭首就僧堂點茶」であった。「出寮茶」の終了を待って、西序の頭首が僧堂(雲堂)にて大衆とともに住持も招いて點茶が行われる。つまり、新旧役職者が新たな寮へと移動した段階で、寺院の修行生活全般に通じる西序の頭首が、住持を招いた上で大衆に茶を振る舞う。ここからは、役職の交代が完了し、叢林の構成員が一同に集ってともに茶を飲むことで、新しい役職者とともに新体制が発足することを示しているのかもしれない。

『勅規』において役職観や職務内容が記される場合、頭首・知事と二つに分割された東西兩序間、そして役職者と大衆との間の人材の相互性・流動性が「古」との対照において一つの理想として提示されていたことはすでに述べた。

『勅規』の役職交代の記述においては、「堂司送旧首座都寺鉢位」の項に、 退任した首座と都寺を退任三日後に維那が僧堂内の鉢位へと送り出す次第 が記され、侍者の交代の次第を記す「侍者進退」においても旧侍者は三日 後に侍者寮から衆寮へ戻ることが記される。この他「入寮出寮茶」には、役職退任後に蒙堂に入る者の場合とともに、衆寮に戻る者に対する點茶の次第が記されてはいることから、少なくとも役職者と僧堂の大衆間の人材の流動性をある程度確保する努力は意識されていたのかもしれないが、人材の流動性に関して提示されていた問題点が解消されているとは読み取れない。『勅規』に記される役職交代の次第からは、<役職―大衆>間の人材の流動性は限定的であった状況が伺われる。一方、役職者の交代の記述が詳細であるとともに、社会関係を構築する共飲食儀礼を伴っている点からは、高位の役職が東西兩序に分割された状態で、定期的に役職者を入れ替えて行く、という意味での流動性が意識されているように思われる。叢林運営の中核である住持を補佐する体制を安全かつ確実な形で定期的に更新する構造が担保されていると言えるのかもしれない。

5. 終わりに

すでに本稿2.3.で確認したところだが、『勅規』に記された住持観・ 役職観においては、住持・役職者ともに仏道の本義を身につけた力量とと もに、寺院経営における才覚や事務能力が求められていた。

この背景としては、時代を下るに従って発生していた寺院財産の侵害などの経済面の問題が存在したと考えられ、住持・役職交代の際の「交割」はこうした問題を確認する契機となっていたと考えられる。

『勅規』における住持・役職交代の記述から伺われるのは、詳細に記された役職者の退任と就任の次第であった。ここからは人材の動きと役職への定着・共同体からの承認がいかなる形で進むのか、その有り様が読み取れる。新住持や役職者たちの身体的動作の規定や、役職交代に共飲食が組み込まれていることから、寺院を構成する僧侶や関係者たちが納得して承認するかたちで、住持や叢林の運営に関わる高位の役職の交代による新体制の発足と定着が滞りなく進むような構造と性格が理念として記されたと

言えるのではなかろうか。

『勅規』において役職観や職務内容が記される場合、頭首・知事と二つに分割された東西兩序間、そして役職者と大衆との間の人材の流動性が「古」における一つの理想として提示されていた。

『勅規』の役職交代の記述においては、「堂司送旧首座都寺鉢位」や「入寮出寮茶」の項に、退任した首座と都寺などが僧堂や衆寮へと戻る次第が記されてはいることから、少なくとも役職者と僧堂の大衆間の人材の流動性をある程度確保する努力は意識されていたのかもしれないが、人材の流動性に関して提示されていた問題点が解消されているとは読み取れない。

『勅規』に記される役職交代の次第からは、<役職―大衆>間の人材の 流動性は限定的であった状況が伺われる一方、高位の役職が東西兩序に分 割された状態で、叢林・寺院の維持継続に責任を持つ住持を補佐する役職 者の退任・就任によって運営体制が更新される、という意味での人材の流 動性が重視されていたのではないだろうか。

【注】

- 1 中村元 『佛教語大辞典』 (東京書籍株式会社、1981/1994年)、665a。
- 2 百丈懐海 (749-814) は唐代の禅僧で、馬祖道一に参じて印可を受けた後、 百丈山の開山となった。禅宗史上においては、禅宗叢林の祖・禅宗清規の 祖と見なされている。
- 3 『景徳伝灯録』巻六・百丈懐海伝に付される「禅門規式」とは、百丈懐海が 制定したと信じられる史上初の清規(所謂「百丈古清規」)の概要を伝える テキストとして、中国禅の宗派内において認識され、また近代的清規研究 においても「古清規」の概要を推定するために用いられてきたテキストで ある。
- 4 『輔教編』 六巻は仏日契嵩の作であり、大徳六年(1302)の跋がある。宋代における儒仏道三教の併存不廃説の代表作の一つ。韓愈の排仏を批判し、仏教と王道の一致を論ずる内容である。契嵩(1007-1072)は、父の遺命により七歳にて出家、一三歳にて得度剃髪した雲門宗の僧侶である。儒教と仏教との一貫を説き、排仏論に対して反駁した。のち、仁宗帝より仏日明

- 教大師の号を贈られた。
- 5 荒木見吾編『禅の語録14 輔教編』(筑摩書房、1981/2018年)、168-170頁 も参照した。
- 6 例えば鏡島元隆「解説」『訳注禅苑清規』曹洞宗宗務庁(1972年)、13-19・24頁。[佐藤1967b:16,18]等参照。
- 7 伊吹敦『禅の歴史』法藏館(2001年)、128頁。西尾賢隆「元代の叢林経営をめぐって」『禅文化研究所紀要』 5 (1973年)、72頁。
- 8 伊吹2001、129頁。
- 9 荘主が私財を蓄積するなどの腐敗行為があったようで、『勅規』では荘主の廃止が急務であるとの記述がある(例えば、『勅規』巻第四「両序章第六」内の「荘主」・「諸荘監収」に経済面での不正について記されている[大正蔵48:1133b]。)また、こうした経済的弊害は、住持や知事などにも見られたようである(佐藤達玄「勅修百丈清規にみる元代の叢林機構と性格」仏教史学会『仏教史学研究』26-1 (1983年)、13-14頁。)
- 10 「近時風俗薄惡。僧輩、求充莊・庫・執事、不得。或盜竊常住。住持、依公 擯罰。惡徒、不責己過、惟懷憤恨。一聞遷化、若快其志、惡言罵詈。甚椎 撃棺龕、槍奪衣物、逞其凶横。主喪・耆宿・諸山・檀越・官貴・士庶參學 交遊、當為外護。」[大正蔵48:1127c:10-15]
- 11 禅宗清規に記される常住(寺院の公用物・財産)の横領禁止については、 戒律に規定された禁止事項を源とするものと考えられる。例えば、『四分律 刪繁補闕行事鈔』に記される「盗戒」に規定された「盗三寶物」の「盗僧物」 ([大正蔵40:55b-c])にあたる禁止事項であろう。『四分律刪繁補闕行事鈔』 については、戸次顕彰「『四分律行事鈔』の文献学的性格について」『印度 學仏教學研究』第六三巻第一号(2014年)等を参照した。
- 12 「諸荘監収」を含む元代叢林の経済体制や、叢林・僧侶個人の消費生活については、佐藤達玄『中国仏教における戒律の研究』(木耳社、1986年)、548-554頁に指摘がある。
- 13 [大正蔵48:1133b:22-23]
- 14 但し「真(肖像画)」は、カントローヴィッチが『王の二つの身体』において考察した王の自然的身体と政治的身体のように、住持が体現していた「仏法の実体的イメージ」としての「死なない・腐らない社会的身体」であると指摘されている(Bernard Faure, *Rhetoric of Immediacy*, pp.175-176,, Bernard Faure, "Substitute Bodies in Chan/Zen Buddhism," in Jane Marie

- Law, ed., *Religious Reflections on the Human Body*, Indiana University Press, 1995, p.223.)
- 15 新住持が入院日に祖堂に赴いている点からも、この前後に前代住持の位牌・ 真などを祖堂に入れる入祖堂が行われていると考えられる。
- 16 無著道忠『禅林象器箋』では、「視篆」について中国における節度使の交代に触れていることから、官僚的儀礼に源を持つようである(『禅林象器箋』新華書店、1996年、312頁)。
- 17 大正蔵48:1126a:10-12。
- 18 大正蔵48:1126a:13-14。
- 19 鏡島元隆ほか編『訳註 禅苑清規』曹洞宗宗務庁、1972年、107頁(以下、『訳 註 禅苑』と略す)。
- 20 前資は副寺以下の役職を努めた退任者を指す(『佛教語大辞典』、844頁c)。 ここでは前資が退任後に居住する前資寮を指す。
- 21 東西兩序の役職の内、監寺以下の退任者の休息所を指す(『佛教語大辞典』、 1365頁a)。
- 22 『訳註 禅苑清規』、121頁。
- 23 既に南宋の咸淳年間 (1265-1274) に、百丈懐海撰述の清規を求める動向があったことは「一山禅師書」[大正蔵48:1160a-b] に記されている。ここからは、東陽徳輝の師であった晦機元熙ら三名が、南宋末に「欲將古規刊正立一代典章(古規を將て刊正して一代の典章を立てん)。」[大正蔵48:1160b:5-6] と企画していたもののかなわなかった事が分かる。『勅規』の編修には、東陽徳輝が師である晦機元熙の遺志を継承した面があるという事は、至元四年 (1338) の跋文において「受命以來旁求初本不及見(命を受けて以來、旁ねく初本を求むれども見るに及ばず。)」[大正蔵48:1159b:6]と述べ、所謂「百丈清規」の初版本を探したが見つけることができず、『禅苑清規』・『叢林校訂清規總要』・『禅林備用清規』等を資料として採用したことが記されるからも伺えるところである。
- 24 『禅苑清規』の段階では、「下知事」に「執事一年外、……入方丈告退(執事一年の外、……方丈に入りて退を告ぐ)。」(同上『訳註 禅苑清規』、120頁)、「下頭首」に「……諸頭首、一年外先方便求退(……諸頭首、一年の外に先ず方便して退を求む)。」(同、176頁)とあるように、任期は一年であり、知事・頭首の交代は個別に行われていたと指摘されている(同上、97頁)。『禅林備用清規』の「兩班進退」の記述においても、「或解制、或年夜、

- 為期。隨處常式。(或は解制、或は年夜をして期と為す。處の常式に隨う。)」 [続蔵63:641a:16-17] とあることから、任期については定かではないが、 安居の終了時あるいは年末に行われていたことが伺える。
- 25 「行者喝云 [大衆送新首座歸寮] 再鳴鍾送賀畢。……喝云 [大衆送新維那歸堂司] 又鳴鍾送賀畢。……逐一喝云 [兩班勤舊送新後堂首座・書記・藏主・知客歸寮] 送賀交代禮並同前。」(「行者喝して云く、[大衆、新首座を送りて歸寮せしめよ。] 再び鍾を鳴らして送賀し畢る。……喝して云く、[大衆、新維那を送りて堂司に歸せしめよ。] 又た鍾を鳴らして送賀し畢る。……逐一喝して云く、[兩班勤舊、新後堂首座・書記・藏主・知客を送りて歸寮せしめよ。] 送賀交代の禮は並な前に同じ。」)[大正藏48:1134b:24-28]
- 26 『備用』の「両班進退」では、「旧首座・都寺」が帰る先は「單寮」となっている(「又喝云[請首座・大衆送旧首座・都寺歸單寮。]」[続蔵63:642a:1])。『禅林』には「送鉢位」、『勅規』には「堂司送旧首座都寺鉢位」という項があり、役職交代完了の三日後に旧首座・都寺が僧堂の鉢位に送りだされると記される。
- 27 本稿においては詳細に扱わなかったが、「侍者進退」にも新旧侍者の交代が終わると、「三日後住持批下堂司送歸衆寮(三日後、住持は批を堂司に下し、送りて衆寮に歸せしむ)。」[大正藏48:1134c:28] とあり、旧侍者が衆寮に戻ることが記される。
- 28 ここで行われる行礼は「小座湯禮同(小座湯の禮に同じ)。」[大正蔵48: 1135a:24] とあるように、方丈において行う茶湯の礼式を示す『勅規』「節臘章第八」に記される「方丈小座湯」を基本型としている。
- 29 ここでは「講茶禮 [與特為湯禮同] (茶禮を講ず [特為湯の禮と同じ])」 [大正蔵48:1135c:5] とあり、『勅規』「節臘章第八」に記されるいくつかの特為茶が基本型であることが分かる。
- 30 ここでも割注部分に「並與四節特為禮同(並な四節特為の禮と同じ)。」[大正蔵48:1135c:11] とあることから、『勅規』「節臘章第八」に記されるいくつかの四節特為茶が基本型であることが分かる。
- 31 会計事務を担当する副寺の職務内容を記す箇所には、「凡常住財物雖毫木。 並是十方衆僧有分。如非寺門外護官員檀越賓客迎送慶吊合行人事。並不可 假名支破侵漁。」(凡そ常住の財物は毫木なりと雖も、並な是れ十方衆僧の 分つ有り。如し寺門の外護・官員・檀越・賓客の迎送慶吊、合行の人事に 非ずんば、並に名を假りて支破し侵漁すべからず。)[大正蔵48:1132c:

- 6-8] とある。また、寮元のもとで日々の業務を担当する寮主・副寮の職務 内容として、「旦暮僧衆歸堂。巡視經案。或有遺忘什物者。眼同收拾付還。 及交點本寮什物。」(旦暮、僧衆の歸堂するに、經案を巡視す。或は遺忘の 什物有らば、眼同に收拾して付して還すべし。及び本寮の什物を交點す。)[大 正蔵48:1133a:5-6] といった記述がある。
- 32 言語行為論における用語の定義については、ダニエル・ヴァンダーヴェーゲン (久保進訳註)『発話行為理論の原理』(松柏社、1995年) 11-12,164-166 頁、および青木保『儀礼の象徴論』(岩波書店、1984年/2006年) 90-95頁を参照した。
- 33 青木同上書、95頁13-15行。
- 34 劉淑芬「《禅苑清規》中的所見茶禮與湯禮」『中国宗教文献研究国際シンポジウム報告書』京都大学、2004年、107-111頁。その他、宋代以降の朝廷茶礼については、関剣介「宋・遼・金の朝廷茶礼」熊倉功夫・程啓坤編『徽宗『大観茶論』の研究』(宮帯出版社、2017年)。
- 35 大正蔵48:1135c:11。
- 36 同上、94頁。
- 37 櫻田涼子ほか編『食をめぐる人類学―飲食実践が紡ぐ社会関係―』(株式会社昭和堂、2017年) 10-11頁参照。

On Functions of Replacement Rituals in the Religious Community: From Descriptions in the Chixiu Baizhang Qinggui

KANEKO Nao

This paper examines several functions of replacement rituals, in other words, the way in which these rituals work in a Chan monastery or temple in the event of the entrance and ordination of a new abbot and the replacement of officials. Here, I take up three aspects of such rituals as described in the *Chixiu Baizhang qinggui*.

1) Rituals are closely tied to economic aspects of a temple.

After a new abbot arrives at a monastery, he enters the abbot's quarters, takes the abbot's seat, and then begins the ritual of receiving the temple's seal. The ritual constitutes the first half of the new abbot's ordination, in which he takes over the seal of the temple, before the conducting the ordination sermon in the dharma hall. The *Qinggui* writes that an ideal abbot should take responsibility for sustaining the Buddha dharma not only through the three types of learning but also by managing the properties of the temple. This seal ritual endows a new abbot with the latter character.

The new abbot and new officials are to execute *jiaoge*, a process of confirming the temple's assets and properties when they take over their status in the temple's administration. In several chapters of the *Qinggui*, there are descriptions and lamentations concerning violations of temple properties, meaning that *jiaoge* could offer the chance to prevent such violations.

2) Physical positions and movements of an abbot and officials play an important role in some rituals.

After one is appointed as the new abbot of a monastery, one's position or seat in rituals represents one's status in both one's previous temple and the new one. For instance, in a farewell tea ceremony at the previous temple, the new abbot takes the seat for a guest while the head monk takes the master's seat.

In the course of replacements of officials, after the appointment of new officials and the retirement of the previous ones is announced at the sampha hall, they walk to their quarters with the abbot and all of the monks of the temple. There, the new and previous officials literally replace their standing positions in front of the attendees, which can be interpreted as a performative movement in the presence of all members of the monastery.

 Tea and/or hot-water ceremonies are conducted, sometimes with light meals or snacks.

The *Qinggui* describes many tea and/or hot-water ceremonies for new abbots and officials. The new abbot takes part in these ceremonies as a guest or a host, which depends on his status in the course of acceding to the abbotship. As participants in these ceremonies include members of the temple and monks from other monasteries, and sometimes government officials, the new abbot is to be accepted through these ceremonies, which create relationships between him and everyone concerned.

It seems that these ceremonies for officials can be classified on the basis of following relationships within a monastery: first, hierarchical or vertical relationships as to a temple's administration; second, horizontal relationships between previous and new officials; and third, relationships between all of the members of the monastery. Eating and drinking together might create kinship-like relationships within a community. Then, through such tea ceremonies, social relationships within a temple can be fortified, so that the new abbot and officials are approved by members and people involved with

the monastery.

The three aspects of rituals mentioned above have functions to facilitate and stabilize the ordination of a new abbot and the replacements of officials, furthermore providing stability and sustainability within the administration of a monastery.

金子奈央氏の発表論文に対するコメント -- 日本史の視点から--

芳澤 元*

はじめに:金子論文の概要

中国元代に集成された『勅修百丈清規』(以下『勅百』と略称)は、いわずと知れた禅宗史の基本史料の一つだが、金子奈央論文では、中国禅林を「宗教的共同体」の一類と定義し、共同体の維持機能として、『勅百』に見える住持職以下の諸役交代を分析する。その内容は、末尾で総括されているので、詳細は割愛するが、論旨は以下三点に集約できよう。

- (A) 諸役の各種就任儀礼における身体的所作や共同飲食は、交代後の新体制を円滑化させる構造と性格を帯びている。
- (B) 役職者と僧堂大衆の間で人材の流動性(役職の循環)を維持しようと する努力は一定程度認められるものの、人材の流動性に伴う弊害が解 消されたとはいいがたい。
- (C) 実際の役職交代の実施は限られていたが、むしろ住持の補佐役(東西両班)の役職交代こそが寺家全体の運営体制にとっては重要な意味をもった。

金子氏は分析を行うに際し、「①諸禅宗清規における役職交代に関わる記述の読解、②諸清規間の比較、③役職交代に関わる歴史的・社会的背景の確認、④宗教学関連分野における理論を用いた考察」などの課題を掲げている。そこで、とくに③を中心にコメントを加え、若干の卑見を述べたい。

-

^{*}明星大学人文学部准教授。

【1】 コメント①: 理論面

「宗教的共同体」に関わって想起したのは、中世の寺院を分析した日本 法制史の泰斗、中田薫の指摘である。すなわち、日本古代・中世の寺院は、法的に独立の人格をもち、社会的にも、寺院に対する所領寄進が行われた 一方で、法的人格をもつ「寺院」にではなく、「本尊」に対する寄進の例 があった¹。いわば寺院というサンガ=共同体に帰属する「僧侶が所有するモノ」ではなく、本尊が土地に対し権利機能をもつ事態、つまり「仏陀 が所有するモノ」という考え方があった。

中国と同様、日本中世の寺院でも、荘主の押領や共有財産トラブル(仏物互用)は頻発した。これを打開する際、「本尊・仏陀、ひいては寺院全体の所有物」たる仏物と、「僧侶個々の所有物」たる僧物とに分別が図られた²。かかる線引きをいかに維持させるかが、寺院組織の課題だった。その点、寺の公共物(常住物)の押領を抑制する禅宗清規にも共鳴する側面はあるのだろう。ただ、伽藍のなかで「本尊」を祀る「仏殿」よりも、魔訶迦葉に連なる住持が「仏」に成り代わり「僧」を教導する「法堂」が重視された³ことを思うと、中国禅林の理念と、仏物と僧物を分別する論理とは些か異なる展開にもみえる。

また、『勅百』所見の「公界」は、禅林経由で日本でも通用した語とされ、当時の禅僧は公界を守る「持戒堅固・公平廉直」の僧侶集団で、僧兵に疲弊した政治権力に重宝がられたと評されることがある⁴。おそらく、「廉直勤旧住持」を求め「公選区用」を規定する『勅百』の存在が前提にあると思しいが、つまり、中世日本では禅僧は「仏物互用」を犯さない存在だと期待されたという。これとは対照的に、本論文は『勅百』には弊害を克服するには限界があったと説く(B)。この指摘を有益ならしめるためにも、同時代史嵙による実態的分析を求めたい。理論と実態の間にある整合性・矛盾点の整理を同時進行しなければ、いつまでも理論だけが美しい、ということもあり得るからである。

一休宗純も、永享12年(1440)の校割帳に、如意庵常住物の失却分を注す一方(『真珠庵文書』1058)、龍翔寺や酬恩庵で常住物が私用されたことも仄めかしている(『狂雲集』)。『勅百』が規定する住持交代時の校割帳の引継は、中世日本でも継承されているものの、公共財の維持管理が容易ならざること、住持任免状がカネ(公文官銭)で買われた室町時代のことを思うと、『勅百』がそのまま墨守されたとまではいいがたい。

そもそも『勅百』の実践による徹底的な管理社会への道だけが、中世寺院が「企業体」として生きていく術だったとは限らない。『勅百』の時代からみれば、仏教の腐敗・堕落と見做されがちな公文官銭も、見方を変えれば、その時代の社会体制のなかで生き残るべく、官銭を出資する政治権力との関係の整除を優先する、相応の仕組みだったのかとも思案する。単なる堕落とみるか、新システムへの転換とみるか。少なくとも、中国禅林における『勅百』の到達点だけでなく、その限界点をも明らかにした上で、その後の禅林が、社会との関係のなかで、如何なる新秩序を編み出そうとしたのかを考慮する余地はあるだろう。

【2】 コメント②: 儀礼面

『勅百』には、皇帝誕生日祈祷や祝聖などの国家的祈祷を筆頭に、元代まで修された恒例・臨時の仏事法会が細かに集成されている。こうした各種儀礼の実行・運営が、共同体の維持装置として機能したことはいうまでもないが、加えて役職就任時の共同飲食については興味深い点がある。

本論文では、青木保の代表作『儀礼の象徴論』を援用し、新旧役職者の 伽藍での所作言動や茶湯礼を身体論で説こうとしている。現在でも晋山式 は壮麗な行列を組んでおり、茶・湯・華・燭に彩られ、香がたちこめ、説 法の声の響きわたる当時の住持就任儀礼も、視覚・聴覚・味覚・嗅覚とい う参列者の感覚機能に訴える、きわめて身体的なものといえる。

その点、茶湯礼が就任儀礼に果たす役割や目的を、「社会関係の構築」

という共同飲食の普遍性に求めることに特に異論はないが、「宗教的共同体」に即して、いま一歩踏み込んだ見解も可能だろう。

日本中世の寺院でも、就任儀礼の際に共同飲食があったが、『勅百』とは大きな相違が見出せる。例えば顕密寺院の多くでは、寺僧が論議などの昇進儀礼を終えた際や、別当職に就任した際には、茶湯礼ではなく酒宴を開く決まりで、しかもそれは新住者の負担だった。また、仏事作善での酒は仏法の志を示す「日本の風俗」とされ、「唐様」の茶は避けられもした5。これに対し、『勅百』では多くの場合、新住者は茶湯の応接をされる側だった。飲食負担者の相違は、共同体の核となる儀礼・集会運営への比重を示すと考えられる。

【3】 コメント③:集団論

「宗教的共同体」の長期持続は、寺院独力の自浄作用だけで捉えるのではなく、王権との関係を含め、立体的・構造的に理解するべきではないか。そもそも、『勅百』は、江南金陵の大龍翔集慶寺の笑隠大訢と東陽徳輝が、散逸していた百丈清規を集成したものだが、巻頭には大元ウルス皇帝順宗トゴン・テムルの口頭命令(聖旨)の漢訳が載るなど、皇帝権威の下で成立・流布した書物だった。新住持の選定が役所(所司、知府・知県)の許可制だったこと(『勅百』「議挙住持」)は、それをよく示すが、本論文は所司との具体的関係や実態には論究していない。

また、役職交代の前提として、人材育成・供給の問題もある。笑隠大新の『勅百』編纂は、皇帝や行政政院のもとで、官寺住持の登用制度改革を推進したことと連動している。『勅百』の職位選出方法「鬮拈」については、やや消極的に評価しているように見えるが、逆にいえば、役職の循環や職位独占防止の策とは読めないのだろうか。少なくとも、役職交代は人材育成・登用とセットで考えるべき問題だろう。例えば、いわゆる十方住持制は、日本五山にも適用されたといわれるが、それを動かしたのは、

中央政権と地方勢力の合意形成だとする見解もある⁷。清規の理論面だけでなく、「宗教的共同体」と政治権力の関係性も不可欠の論点であると認識するが、如何だろうか。

最後に。畢竟、「宗教的共同体が長く継続する背景」を役職交代に求める問題提起はどこまで有効なのか、改めて全体を通した見解を伺いたい。なお、本論文は元刊本・五山版『勅百』ではなく、誤刻が指摘されている⁸明刊本系統の『大正新修大蔵経』本を用いている。百もご承知と思うが、この点につき何の注記もないため、補足を望む。

【注】

- 1 中田薫「古法制雑筆―本尊の権利能力」(『法制史論集3』岩波書店、初出 1920年)。
- 2 笠松宏至「仏物・僧物・人物」(『法と言葉の中世史』平凡社、1984年、初 出1980年)。
- 3 野村俊一「鎌倉期・南北朝期における禅宗寺院の仏殿とその意味」(『建築 史学』47、2006年)。
- 4 網野善彦『増補無縁・公界・楽』(平凡社、1987年、初出1978年)、永村眞『中世東大寺の組織と経営』(塙書房、1989年)他。
- 6 野口善敬『元代禅宗史研究』(禅文化研究所、2005年)。
- 7 斎藤夏来『五山僧がつなぐ列島史』(名古屋大学出版局、2018年)。
- 8 古松崇志「元代江南の禅宗と日本五山」(『古典学の現在 V』 科研費補助金 特定領域研究成果報告書、2003年)。

芳澤元氏のコメントに対する回答

金子 奈央*

芳澤先生にはこの度ご多忙のなか拙稿に目をお通しくださり、ご専門とする日本中世史・歴史学の立場から貴重な意見の数々をご指摘下さったことにつき、深く感謝申し上げたい。以下においては、まずは今回の拙稿の射程、および予定している今後の研究の道筋について確認した上で、受けたご指摘につき回答してゆきたい。

現時点での筆者の大きな研究の枠組みは、「宗教的共同体の維持継続の 要因の一つとして共同体内での新生や再生を作業仮説的に想定し、禅宗清 規に記された役職交代を事例として宗教学的観点から考察する」というも のであり、そのためには「①諸禅宗清規における役職交代に関わる記述の 読解、②諸清規間の比較、③役職交代に関わる歴史的・社会的背景の確認、 を行った上で、④宗教学関連分野における理論を用いた分析と考察、が必 要である点については拙稿冒頭において記したところである。

こうしたテーマを意味あるものにするためには、少なくとも上記4点に渡る考察が必要であり、今回は①②を目標としていたものの、①のうち『勅規』のみを対象として、住持・役職者の交代・引継ぎの記述から、その性質およびそれが宗教共同体の継続維持に寄与する可能性について若干考察するにとどまった。

ところで今回、住持・役職交代の記述に注目したのには次のような理由 があった。

筆者はこれまで、諸清規に記載される葬送儀礼のうち、唱衣(遺品を競売にかける儀礼)について研究を行ってきた。唱衣法の研究を通して、遺

^{*}公益財団法人中村元東方研究所研究員·東洋大学東洋学研究所客員研究員。

品競売としての唱衣に確認出来る貨幣といった経済的要素は、死の危機に 直面した集団が新生する一助または動力の一つとなると考察した¹。

ここからその後、叢林・寺院をめぐる経済的要素として諸清規に登場する交割・互用について確認したのだが²、これらの内、住持や役職交代に伴うケースがあることに気がついた。唱衣は宗教的共同体における死の危機への対応の一つではあるが、構成員の死は不確定要素を含む(誰が何時死ぬかは予測できない)。一方、役職交代の場合、住持の死による交代以外はある程度の定期性を持つ。ここから、役職交代およびその際に確認される経済的要素を考察すれば、宗教的共同体を継続させる構造の一端についてより理解が深まると考えたのが役職交代を取り上げた理由である。未だ研究の途上にあるが、ご指摘のような同時代資料や日本における清規関連資料類などの読解と考察を進めてゆきたいと考えている。

以下、芳澤先生からのコメントのうち、順番が前後するものがあるが、 現時点で可能なものにつき回答してゆきたい。

(1) 「コメント①:理論面」に対する回答

日本中世期の寺院では、経済的トラブル(「仏物互用」)を打開するために「仏物」と「僧物」との分別が図られたこと、『勅規』における「仏物」と「僧物」の扱いは中世日本寺院とはいささか異なるのではないか、との 指摘があった。

今回取り上げた『勅規』に記述される経済的問題の背景にも、戒律の規定に基づいた「三宝物」―「仏物」・「法物」・「僧物」―の区別が存在すると思われる。

『四分律刪繁補闕行事鈔』巻中之一「随戒釋相篇第十四」では、「盗三宝物」―三宝物の盗用―の分類うちの二つが、「一盗用。二互用。」3と規定されており、『勅規』における住持・役職交代時の交割や、僧侶による寺院財産の横領・私的流用を諫める記述は、こうした戒律の規定を背景とし

た、寺院財産をめぐる「盗用」・「互用」という枠組みで解釈できるケース であると考えられる。

『勅規』「住持章第五」には、『人天寶鑑』からの引用として、雲蓋寺の前住が斎僧銭を僧堂の建立のために使用した報いとして、死後首に鉄の枷をつけられ、猛火に身を焼かれる苦しみを味わうという内容が、諫めとして記される⁴。

これは、唐代に成立した『釈門自鏡録』に記載されるような、僧尼の犯した罪による悪報と贖罪説話に類似する内容である。『釈門自鏡録』は寺院の常住物・僧物の横領や私用の罪を犯した僧尼の説話も記載され、現実の仏教教団に対する警告・反省材料としての意味合いも指摘されている5ことから、僧侶などによる寺院財産(『勅規』の文脈ではこれらは「仏物」・「僧物」にまたがると考えられる)の横領問題は、隋唐代以降の寺院において既に存在していた問題であったことが伺える。

中世日本において「僧物」は「人物」―私的所有物―へと変化を遂げているように見受けられる。『勅規』の記述では、寺院財産は少なくとも理念上は戒律の規定する「仏物」「僧物」の範疇であり、記される横領や私的流用への諫めは、「仏物」「僧物」の完全な「人物」への転化に対する危機感であるようにも思われる。ここから、『勅規』の理念においても僧は「盗用」・「互用」を犯さずに寺院財産を守護することが期待されていたと考えられる。しかし同時に、僧による横領の記述が存在すると言うことは、こうした清規上の諫めが有効に働いていないということが予想されるところでもあり、今後の課題として指摘されたように同時代資料を用いて検証せねばならない。

(2) 「コメント②: 儀礼面 | に対する回答

役職交代における共飲食儀礼の機能を「社会関係の構築」に求めるのであれば「宗教的共同体」に即してさらに踏み込んだ議論を行うべきこと、

日本中世寺院において新任者が酒宴費用を負担するケースを挙げて、「飲食負担者の相違は、共同体の核となる儀礼・集会運営への比重を示すと考えられる。」との指摘があった。

茶は禅寺院の旗印の一つとも捉えられるものではあるが、役職交代時の茶湯礼等の共飲食について、筆者は当初は単なる「顔見せ」といった性格の儀礼であると捉えて扱う必要はないのではないかと考えていた。しかし、住持の入院の場合は、新旧両寺院の役職者・大衆・関係者と新住持との関係性に基づく共飲食が、就任の依頼と受諾、旧寺からの出発と新寺への入院・開堂、就任後という段階ごとに設けられていた。役職交代の場合もまた、寺院・叢林内における様々な関係性に基づいた賓客(主催・特為人)の組み合わせが複数確認できるとともに、これらが叢林内の縦系統・横系統の序列や関係性に基づいている事がうかがわれた。ここから、諸清規における費用負担の記述も含めて、寺院内での序列や人間関係に基づく複数の賓客の組み合わせについて、諸禅宗清規の読解によって確認してゆく必要があると考えている。

(3) 「コメント③:集団論」に対する回答

「宗教共同体」の維持を考えるのであれば、王権との関係等、政治権力との関わりを含めた立体的・構造的理解と考察が必要とのご指摘を受けた。これだけではなく、拙稿では『勅規』の持つ政治的性格、役所との具体的関係など、同時代資料に基づいた考察なども扱えなかった。

禅清規がどのような法規であるかを考える場合、筆者は清規とは「準自立的社会領域の自己規律」⁷にあたると考えている。

「準自律的社会領域」とは、ある社会領域が規則や規範を生み出し、その遵守を内部に強制しうるような自律性を持ちつつも、より大きな社会的な枠組みからの影響を受けるという社会領域を指す⁸。こうした社会領域としての叢林・寺院における法規が禅清規といえるであろう。

とすれば当然のことながら、清規を自己規律とする寺院・叢林を取り巻くより大きな社会・国家・政治権力との関わりについて視野に入れなければならない。芳澤先生は中世日本における公文官銭について、単なる堕落や腐敗ではなく、政治権力との関係性の中で寺院を継続させる有効な仕組みの一つであったのではないかと指摘された。筆者もまた冒頭に記したように、『勅規』などの諸清規に確認出来る経済的要素が共同体継続の動力の一つとなると肯定的に捉える立場に立っている。今回は手つかずとなったが、こうした観点からの考察は今後の課題であり、芳澤先生のご指摘を土台として取り組んでゆくつもりである。

芳澤先生はさらに、役職交代の前提として人材育成・供給の問題があるとともに、『勅規』時代の住持選出方法として「鬮拈」を挙げられ、これは一種の役職循環・職位独占防止策にあたるとのコメントがあった。

野口氏の研究によれば、『勅規』成立の時代に鬮拈による住持の選出が行われていた事例⁹が取り上げられているが、『勅規』における鬮拈の記述は、「諸荘監収」の選出¹⁰および唱衣の際に実施された鬮拈法¹¹のみである。

「諸荘監収」の場合は金銭・財産に関わる職であるために就任希望者が多いこと、唱衣の場合は落札したい物品をめぐって大衆の間で争いが起きたことから鬮が導入されたことが伺える。住持や監収以外の役職について鬮拈の方法が採られたのかどうかは『勅規』には記載がないものの、選出や選択にまつわる問題が存在する場合、一種の偶然性に任せて争いを抑えつつ選択を行いうる方法として鬮が使用されていたとは考えられる。役職の循環性と鬮拈についても、関連資料などの調査によって考えてゆきたい。

最後にコメントのあった『勅規』のテキストの問題であるが、古松氏は『勅規』のテキストとしては京都大学図書館蔵の『勅修百丈清規』元刊本 をはじめとして日本に残る元刊本および五山版が望ましいと指摘されている¹²。

『勅規』本文は、その内容によって「祝釐章第一」から「法器章第九」 までの九章によって構成され、五山版では「第一~第五」が「巻上」、「第 六~第九」が「巻下」となっている。これに対して大正蔵版では、底本である増上寺報恩蔵明本を受けて不自然な形で九巻に分割されている。

五山版と大正蔵版については、上記のような構成の他、文字の相違もあることは存じているが、大正蔵版は底本である明本を宮内庁図書寮蔵本の五山版¹³で対校しており、文字の相違や不自然な巻の分割などについては欄外に指摘がある。筆者の力量不足のため、翻刻されたテキストである大正蔵版を用いているが、今後、日本の禅寺院における住持・役職交代の儀礼について調べる際には五山版も参照するつもりである。特に欄外に記された注記が、日本への禅の移入の際の儀礼解釈の参考になると考えている。

最後になるが、芳澤先生からの貴重なコメントとご指摘によって、今後 の研究の課題に気付くことが出来たこと、重ねて感謝の念を記して筆を擱 きたい。

【注】

- 1 金子奈央「『勅修百丈清規』における唱衣法の意義―遺品の動きを中心に―」 『東アジア仏教研究』第9号、2011年。同「日本における唱衣法の継承と変容の一端―『喪記集』における記述を中心に―」『日本仏教綜合研究』第15号、2017年。同「宗教共同体における死と私有財産―禅清規における唱衣法の記述から―」『宗教研究』2017年度特集号、2017年。
- 2 金子奈央「禅宗清規における「互用」とその背景」『印度學仏教學研究』第 67巻第1号、2018年
- 3 [大正蔵40:55b:8-22]
- 4 [大正蔵48:1123a:17-1133b:2]
- 5 西山進「説話よりみた唐代仏教―「釈門自鏡録」を中心として」『仏教史学 研究』38(1)、1995年。
- 6 笠松宏至「仏物・僧物・人物」『法と言葉の中世史』(平凡社、1993年)、 93-98頁。
- 7 「準自律的社会領域の自己規律」とは、「準自律的社会領域」の議論を土台とし、さらに国家法のみを法と位置付ける見方を排除した上で、グリフィ

スが法の定義として提示したものである(John Griffith, "What is Legal Pluralism?", *Journal of Legal Pluralism and Unofficial Law* (24), 1986, 38.19-20.)。

- 8 「規則を産出する能力を持ち、服従させる手段を持つ一方で、同時により大きな社会基盤の中に位置付けられる。(「準自律的社会領域」は)この社会基盤からの影響や侵食を受け得るのである。」(Sally Falk Moore, *Law as Process*, LIT Verlag, James Curry Publishers, 1978/2000, 54-55.)
- 9 野口善敬『元代禅宗史研究』(禅文化研究所、2005年)、186、226頁。
- 10 [大正蔵48:1123b:28]
- 11 [大正蔵48:1129b:10-20]
- 12 古松崇志「『勅修百丈清規』版本小考」『ニューズレター 古典学の再構築』 第12号、2002年。同「元代江南の禅宗と日本五山」『古典学の現在V』、 2003年。同「附属図書館谷村文庫蔵『勅修百丈清規』元刊本・五山版」京 都大学図書館機構『静脩』40(3)、2004年。
- 13 大正蔵版の対校に使用された宮内庁図書寮蔵本の五山版は、「元の至正刊本 を室町時代に覆刻したもの」とある(宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題 第五 漢籍編』1960年、198頁下~199頁上。)

念のため、今回拙稿で扱った『勅規』の箇所について、大正蔵版で宮内 庁図書寮蔵本五山版によって対校された諸字を、『五山版中国禅籍叢刊 第 五巻』に収録された『勅修百丈清規』(駒澤大学図書館所蔵五山版、文和 5 年(1356)刊本に属する。)と、照らし合わせて確認してみたが、駒澤大学 図書館所蔵五山版と宮内庁図書寮蔵本五山版とで字はほぼ一致していた。